

第四次稻城市農業基本計画

～ 次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち ～



令和3年3月
稻城市

はじめに



稲城市の農業は、梨とぶどうのブランド力を活かした安定した農業経営が展開されるとともに、野菜についても、地産地消に対する消費者の関心が高まる中、直売を中心とした堅実な農業経営が行われているなど、都市農業の中にあっても、優れた特色を持っております。また、長い間、果樹や野菜とともに稲城市的農業を支えてきた、水稻や植木・花卉、酪農については、その規模は縮小しているものの現在も継続されています。

一方、都市化の進展に伴う農住混在や相続等による農地の細分化は、営農環境の変化及び農家数、農地の減少をもたらすなど、都市農業を取り巻く状況は依然として厳しさを増しております。

しかしながら、都市における農地は、新鮮で安全な農産物の供給のみならず、都市における災害時の防災空間としての役割、「やすらぎ」や「潤い」をもたらす良好な景観の形成、農業者と住民相互の交流の場の提供などの多面的な機能を持っており、今後もこの多面的機能を有効活用するためにも、安定した農業経営基盤の確立や地域環境との共生、市民参加による多様な担い手の確保・育成のための施策に積極的に取り組む必要があります。

農業をめぐる情勢としては、平成27年4月に「都市農業振興基本法」制定され、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地は都市に「あるべきもの」と位置付けられました。また生産緑地法の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行など、都市農地の保全・都市農業の振興に関する制度が整いつつあります。

このような状況の中、稲城市的農業を推進していくために、消費地に近いなど都市農業の特性を生かした特色ある農業を確立し、継続させていくことが必要です。

本計画は、平成23年3月に策定した第三次稲城市農業基本計画の基本精神を引き継ぎながら、時代にあわせて発展的に見直したもので、基本目標となる将来像を「次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち」として掲げております。

今後、この計画を推進し、稲城農業を発展させるためには、農業者はもとより市民、農業団体、東京南農業協同組合、農業関係機関、行政が一丸となってそれぞれの役割を担い、連携して実現していくことが大切であり、皆様のご理解とご協力を節にお願いするものであります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました策定委員並びに関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

稲城市長 高橋 勝浩

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	3
(1) 第五次稲城市長期総合計画との整合	3
(2) 食料・農業・農村基本法との位置づけ	3
(3) 都市農業振興基本法における稲城市的「地方計画」としての位置づけ	3
(4) 東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携	3
(5) 農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置づけ	3
第2章 東京の農業を取り巻く動向と現状	5
1 東京の農業の現状	6
(1) 農地の状況	6
(2) 担い手の状況	8
第3章 稲城市農業の現状と課題	9
1 稲城市のあゆみ	10
2 稲城市の概要	11
(1) 位置	11
(2) 人口・世帯数の動向	12
(3) 土地面積の状況	12
3 稲城市農業のあゆみ	14
4 稲城市農業の現状	15
(1) 農家の状況	15
(2) 農地の状況	17
コラム 梨の赤星病予防にご協力を	17
(3) 農業生産の状況	18
(4) 流通の状況	22
(5) 農業団体の状況	23
(6) 農業と市民の交流	25
(7) 地産地消の状況	29
コラム 稲城市農業だより「完熟」(稲城市農業委員会発行)	30
5 稲城市農業の課題	31
(1) 農業経営	31
(2) 環境との調和	36
(3) 市民との交流	41

第4章 稲城市農業の将来像と実現のための基本方針および施策の体系	44
1 稲城市農業の将来像	45
2 将来像実現のための基本方針	46
(1) 農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立	46
(2) 環境に調和した持続可能な農業の推進	46
(3) 農とふれあうことによる稻城農業への理解の促進	46
3 施策の体系	47
第5章 基本方針に基づく施策と具体的な事業内容	48
1 農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立	52
(1) 農地の保全	52
(2) 農業後継者や担い手の確保・育成	54
(3) 援農ボランティア制度の発展	57
(4) 農業への理解促進	59
2 環境に調和した持続可能な農業の推進	62
(1) 環境変化への適応及び負荷の軽減	62
(2) 地域と共生する農業の推進	63
3 農とふれあうことによる稻城農業への理解の促進	65
(1) 市民が農業体験をする機会の拡充	65
(2) 学校教育と連携した食育(食農教育)の推進	66
(3) 6次産業化の確立・販売ルートの開拓	67
第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	68
1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	69
2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 營農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	72
3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事態様等に関する 營農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	74
4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	75
5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	75
第7章 付属資料	76
1 策定委員会関係	77
2 農業者アンケート・市民アンケートについて	80
3 用語解説	81

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

都市農業を取り巻く環境としては、農地は新鮮で安心な農産物の供給、緑の保全、市民交流の場など多面的な機能を有し、貴重な財産となっている一方、農業者の高齢化などによる担い手不足や相続に伴う農地の減少など、依然として厳しい状況が続いています。

そのような状況の中、国では、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、農地が「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として位置づけられ、大きく方向転換されました。

また、令和4年に多くの生産緑地地区が指定から30年経過を迎えることを受け、平成29年5月に特定生産緑地の創設など生産緑地法が改正されました。平成30年9月には、生産緑地地区を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定が施行されました。

2 計画の目的

稻城市では、平成23年3月に「一喜びに満ちたふれあいのある稻城農業」をテーマに第三次稻城市農業基本計画を策定し、稻城市的農業の基本的方向を示す役割を果たしてきました。

計画策定から約10年間経過した現在、稻城市だけでなく、わが国の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。本計画は第三次稻城市農業基本計画における進捗状況や実現の効果などを整理し、こうした農業環境の変化や農家・市民意識の動向を分析した上で、さらなる稻城市的農業振興のために検討を行い、第三次の基本精神を受け継ぎながら発展させ、第四次稻城市農業基本計画として策定したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、期間内においても、社会情勢の変化や農業振興施策の進行状況等により、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の位置づけ

（1）第五次稻城市長期総合計画との整合

第五次稻城市長期総合計画において、「第3章 環境・経済・観光～水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城」、「第3節 活力あふれるまちづくりと魅力の発信」、「1 持続可能な都市農業の振興」の中で、都市農業の持つ多面的な機能が發揮されるよう、農業者、市民、農業関係団体及び行政が相互に理解を深めながら、農地の活用に努め、他産業との連携も通じて持続可能で活力ある都市農業の進行を目的に継続して発展するように、『農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立』、『環境に調和した持続可能な農業の推進』、『農とふれあうことによる稻城農業への理解の促進』が施策の方向性として位置づけられており、総合計画との整合性を図りながら本計画を策定しました。

（2）食料・農業・農村基本法との位置づけ

食料・農業・農村基本法は、「国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする」「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」などと規定し、国や地方公共団体の責務を明確化しています。本計画は、この法律の基本理念を踏まえて策定するものです。

（3）都市農業振興基本法における稻城市的「地方計画」としての位置づけ

本計画は都市農業振興基本法における、「地方計画」として位置づけ、稻城市的農業分野の施策を具体的に示すものです。

（4）東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携

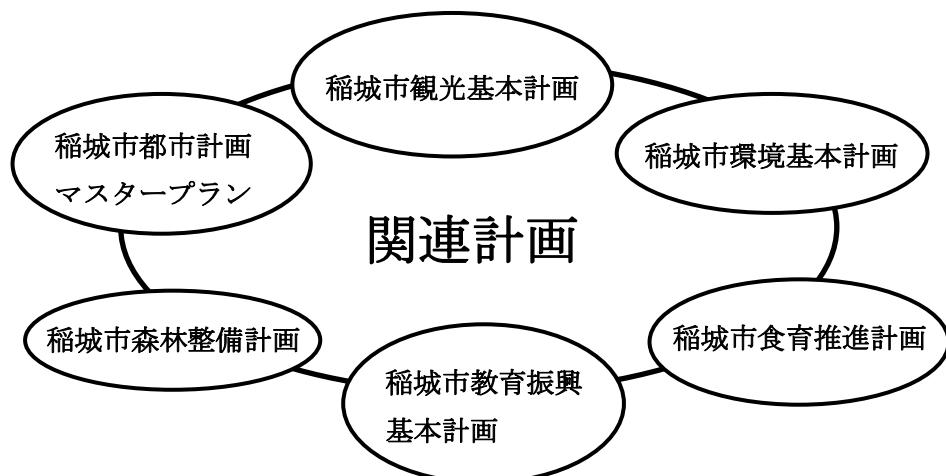
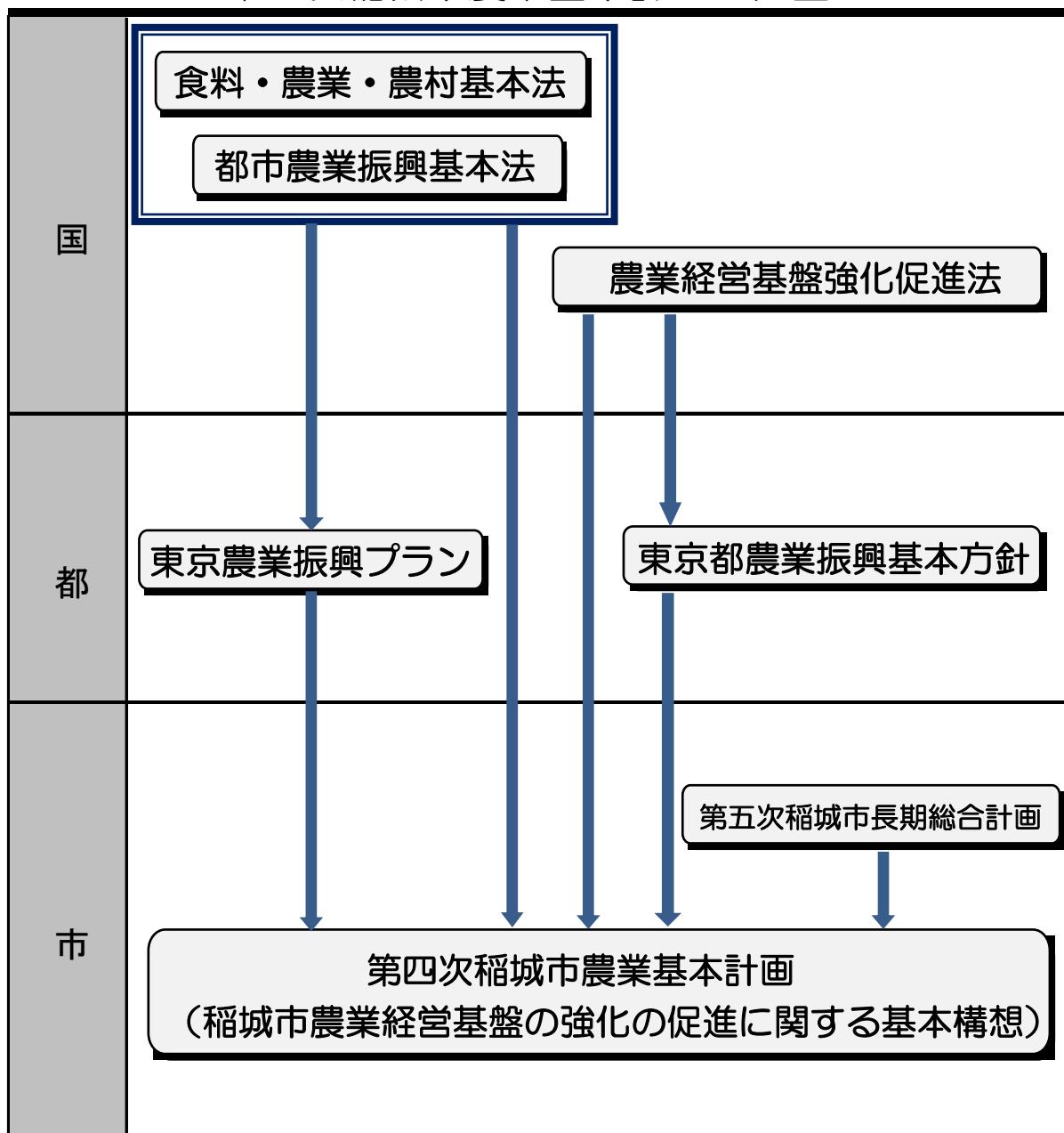
東京都では、平成28年8月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都市と共に存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開」を踏まえて、平成29年5月に東京農業振興プランを策定し、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示しております。

本計画は、東京農業振興プラン並びに東京都農業振興基本方針を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとします。

（5）農業経営基盤強化促進法に定める農業基本構想としての位置づけ

本計画は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想「稻城市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」として位置づけ、農業者の農業経営改善計画の策定支援や認定農業者制度の適用の基準とします。

第四次稻城市農業基本計画の位置づけ



第2章 東京の農業を取り巻く動向と現状



第2章 東京の農業を取り巻く動向と現状

1 東京の農業の現状

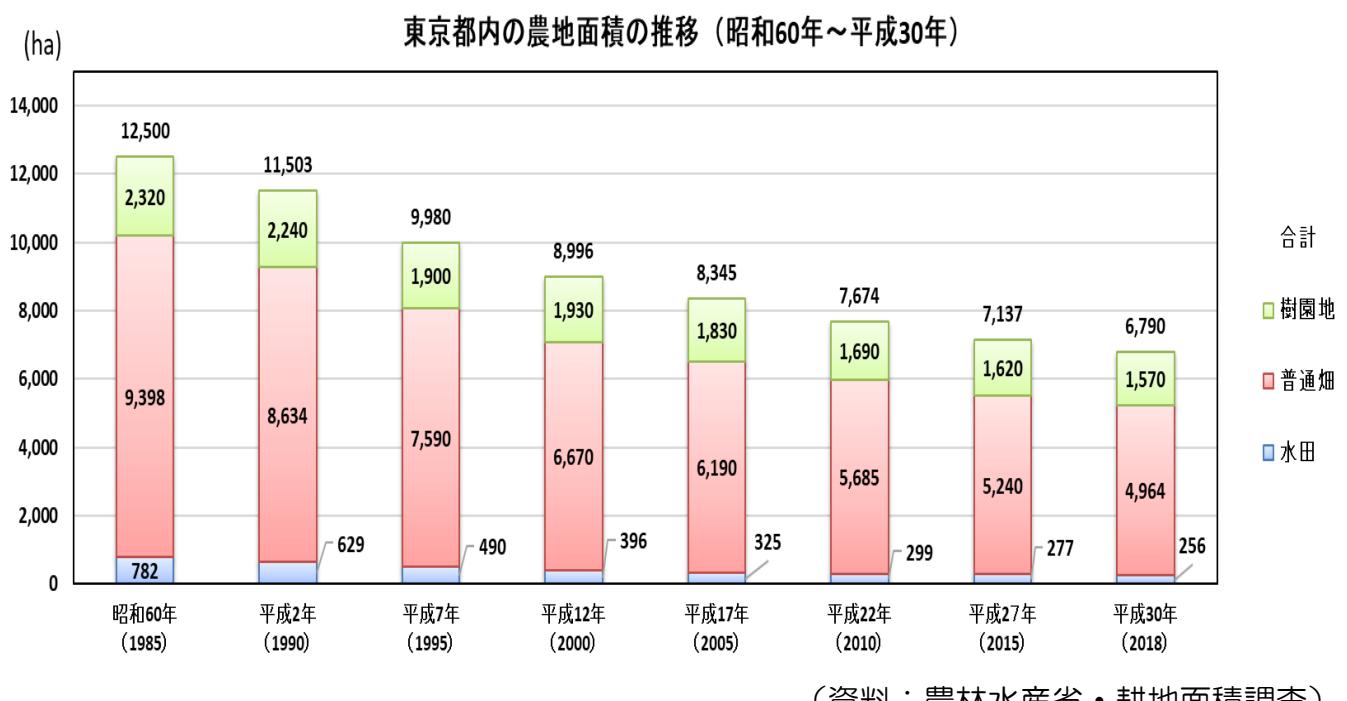
(1) 農地の状況

東京においても、高度経済成長期における急激な都市化により、農地や担い手が減少し、さらに都市部特有の問題として、相続税などの税負担が農地の維持・保全を困難なものにしている状況があります。

このような都市化の中で、東京の農地は大幅に減少しました。こうした傾向は、バブル経済崩壊後の景気低迷のなかでも、その速度を落としながらも依然続けています。

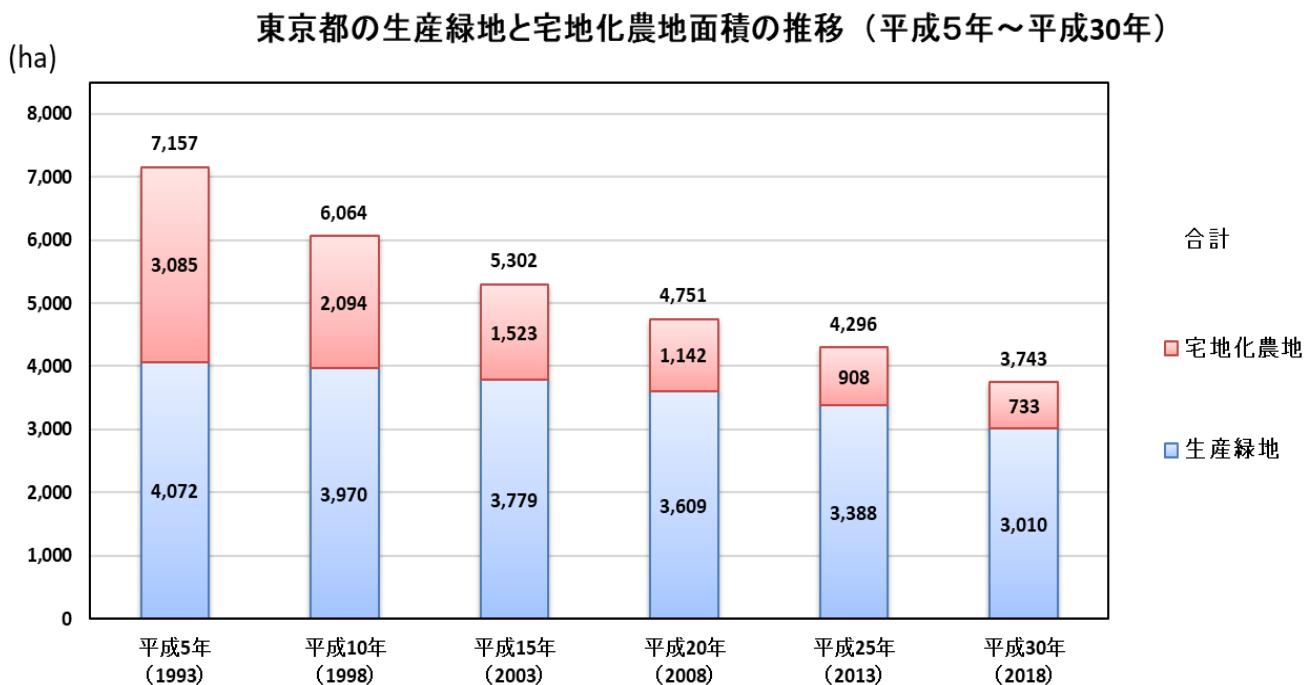
平成30（2018）年の東京都の総農地面積は6,790ha（農林水産省調べ）となっており、昭和60（1985）年に12,500haあった農地面積は、急激な都市化により平成30（2018）年までの間に45.7%の減少となりました。

都市部の農地は、市街化区域の土地政策や固定資産税・相続税などの税負担が大きな要因となり、減少を続けているのが大きな特徴になっています。



平成 30（2018）年の東京都全体の農地面積 6,790ha のうち、市街化区域内の農地面積は 3,743ha (55.1%) であり、市街化区域内の農地を中心とした「都市農業」が東京農業の中で大きな位置を占めていることがわかります。

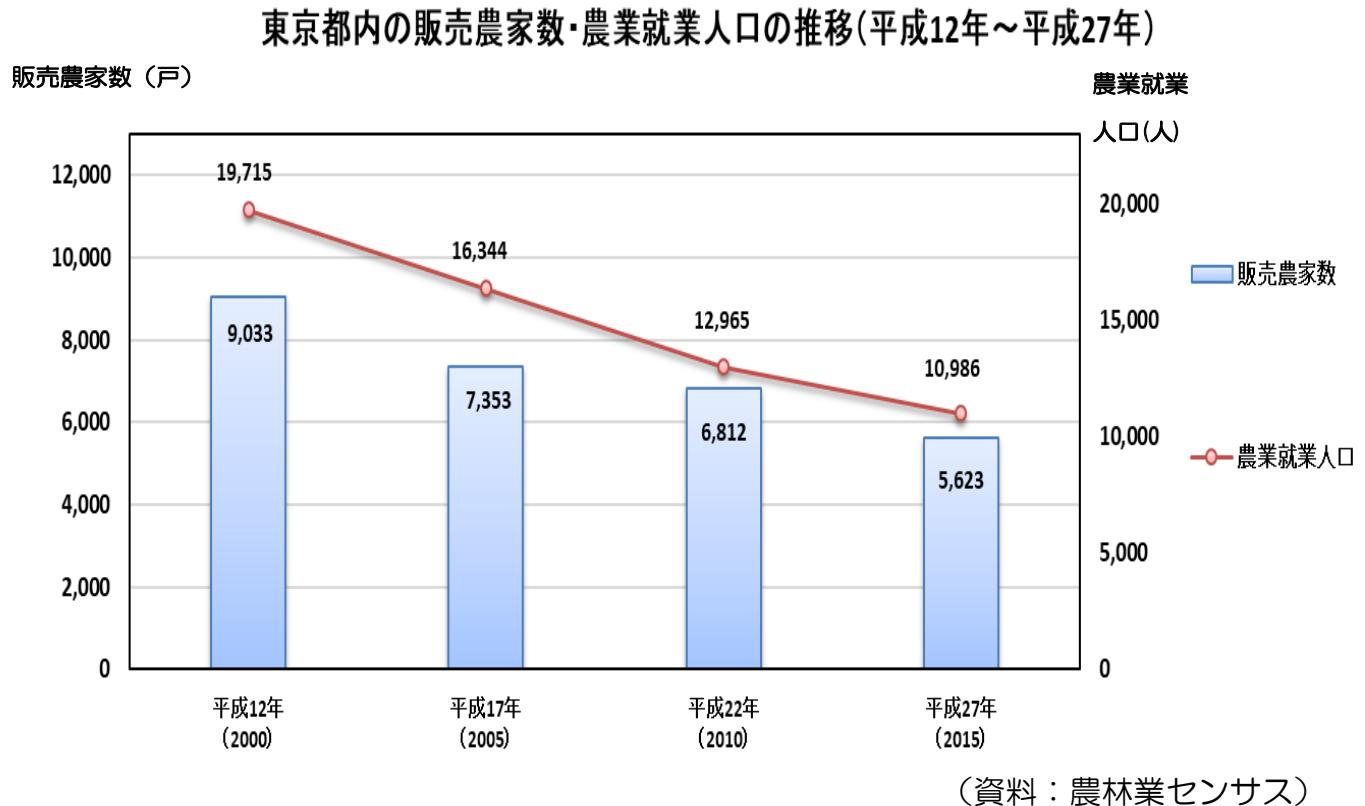
また、平成 30（2018）年における東京の市街化区域内にある農地面積 3,743ha のうち、生産緑地が 3,010ha (80.4%)、宅地化農地が 733ha (19.6%) となっており、面積の推移を見ると、平成 5（1993）年以降の宅地化農地面積は 3,085ha から平成 30（2018）年の 733ha へと 2,352ha (76.2%) 減少したのに対して、生産緑地面積は、一部の区市では宅地化農地から生産緑地の追加指定も行っておりますが、4,072ha から 3,010ha へと 1,062ha (26.1%) 減少しており、農地面積の減少に歯止めがかかる状況にあります。



（資料：東京都・東京の土地 2018）

(2) 担い手の状況

東京都内の平成27（2015）年における販売農家数は5,623戸、販売農家の農業就業人口は10,986人となっており、下のグラフが示すように、減少傾向が続いております。



第3章 稲城市農業の現状と課題



第3章 稲城市の農業の現状と課題

1 稲城市のあゆみ

稲城市的歴史は、旧石器時代にさかのぼります。数多くの縄文時代遺跡が発見され、縄文人の暮らしが伺えます。

奈良時代、全国に国分寺がつくられるようになり、大丸の瓦谷戸では武蔵国分寺造営に使われた瓦が焼かれました。平安時代の末期には、武士団の一つである稻毛氏の勢力下にあったとされ、矢野口と川崎市との境にある小沢城址は、鎌倉期に稻毛荘（神奈川県川崎市多摩区）を支配していた稻毛氏とその縁戚の小沢氏の居城でした。

江戸幕府が開かれると、稲城市的ほとんどが幕府の天領か旗本知行地となりました。この時代には、その後の農業の基礎となった大丸用水が整備されました。

明治 22 (1889) 年4月の町村制施行により、矢野口、東長沼、大丸、百村、坂浜、平尾の6か村が合併して、神奈川県稻城村が誕生しました。明治 26 (1893) 年、神奈川県より東京府に編入されました。その後、昭和 24 (1949) 年に押立が北多摩郡多磨村（現府中市）から稻城村に編入されました。

昭和 32 (1957) 年4月に人口 1万 125 人で稻城町となり、昭和 46 (1971) 年 11 月 1 日に人口 3万 6800 人で稲城市となりました（東京都で 25 番目）。昭和 63 (1988) 年には、多摩ニュータウン稻城第1住区である向陽台地区への入居が始まりました。

その後、南武線三駅周辺土地区画整理事業、多摩ニュータウン若葉台地区の入居開始などによる市街化が進み、人口 9 万人を超える現在も人口は増加傾向にあります。



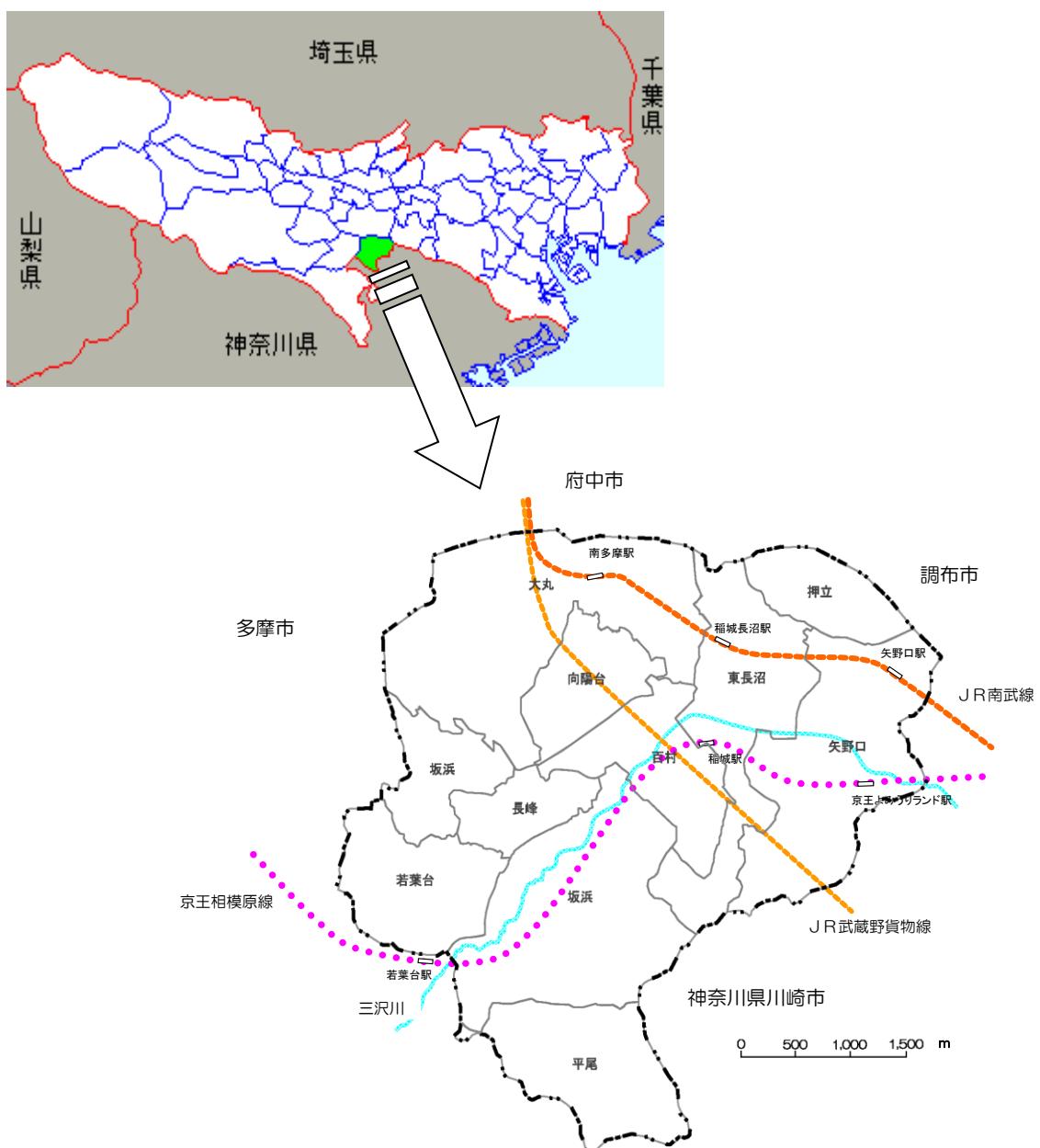
2 稲城市の概要

(1) 位置

稲城市は、南多摩地区の東端にあり、東南部より西南部にかけて神奈川県川崎市と接し、北は、多摩川を隔てて府中市、調布市に接し、西は多摩市に接しています。

東京都心の新宿から西南に約 25 キロメートル離れて位置しており（東経 139 度 30 分 29 秒、北緯 35 度 38 分 5 秒）東西、南北ともに約 5.3 キロメートル、面積は 17.97 平方キロメートルです。

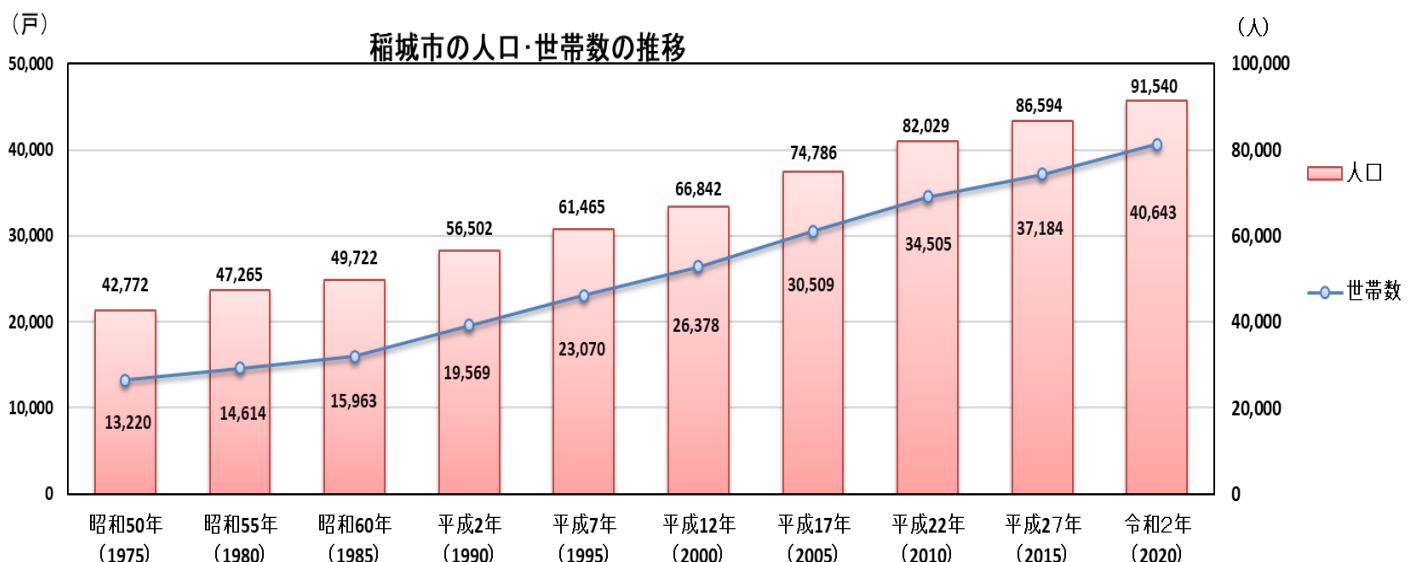
南側には多摩川に並行して標高約 45 から 80 メートルのなだらかな多摩丘陵（最高海拔 162 メートル）があり、また当市の中央部には三沢川が流れ、市を西北部と東南部に二分しており、大丸地区に谷戸川が西北部から東南部へと流れています。



(2) 人口・世帯数の動向

稻城市の人口及び世帯数は、令和2年1月1日現在（住民基本台帳）で人口が91,540人、世帯数が40,643世帯となっています。

昭和50年以降の人口の推移をみると、昭和63年以降の多摩ニュータウン（向陽台）への入居開始などにより、毎年確実に人口・世帯とも増加しています。



（資料：稻城市住民基本台帳）

(3) 土地面積の状況

稻城市は、平成31年1月1日現在、総土地面積は1,797haで、市街化区域1,581.2ha、市街化調整区域は215.8haです。また、市街化区域のうち生産緑地面積は103.9haです。

また、土地利用は、宅地が528.2ha(29.4%)、田と畠を合わせた農地が133.8ha(7.5%)となっており、20年前の平成11年の農地面積171.0ha(9.5%)と比較して約37haも減少しています。

都市計画区域区分（平成31年1月1日現在）

	面積 (ha)	割合 (%)
総面積	1,797.0	100.0%
市街化区域	1,581.2	88.0%
うち生産緑地地区	103.9	—
市街化調整区域	215.8	12.0%

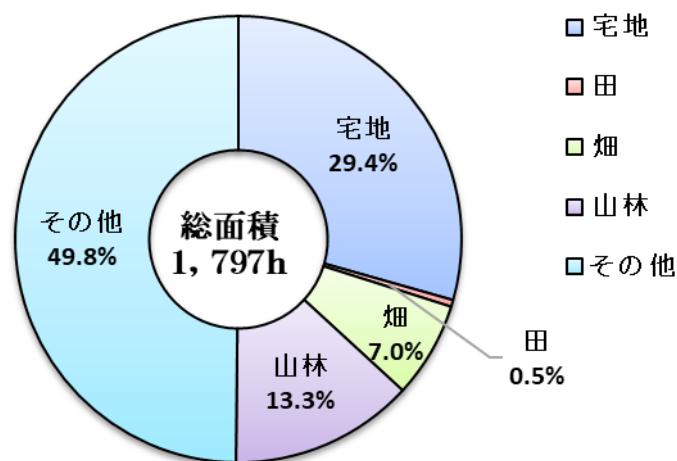
（資料：稻城市都市建設部都市計画課）

地目別土地面積

(単位 : ha)

	平成 11 年		平成 21 年		平成 31 年	
宅地	416.3	23.2%	492.3	27.4%	528.2	29.4%
田	22.3	1.2%	12.6	0.7%	8.8	0.5%
畠	148.7	8.3%	137.6	7.7%	125.0	7.0%
山林	240.5	13.4%	232.3	12.9%	239.7	13.3%
その他	969.2	53.9%	922.2	51.3%	895.3	49.8%
総面積	1,797	100.0%	1,797	100.0%	1,797	100.0%

平成31年度 地目別土地面積の割合



(資料 : 稲城市企画部課税課)



3 稲城市農業のあゆみ

稻城市には稻城市農業の歴史を語るうえでは欠かせない大丸用水が整備されています。大丸の取水口から多摩川の水を取り入れて、川崎市登戸まで流れる多摩川右岸側に位置する用水で、9本の本流と約200本の支流を合わせた総延長は70kmに及びます。用水はすべての農地に水を引くために分岐を繰り返し、立体交差するところもあるなど、昔の人の知恵や工夫を随所で見ることができます。その歴史は古く多摩川沿いの他の用水路と共に、江戸時代初期に農業用水として開削されたと考えられます。現在では稻城市から川崎市多摩区菅までの梨園や水田等に水を供給しています。民家や水田・畠が用水路の脇に隣接している箇所も多く、用水路沿いの小道は散策路として整備されています。また、稻城市には三沢川系の塔向用水や清水谷戸上堰用水、広見用水なども坂浜・百村地区の農地に水を供給しており、こうした豊かな水源のおかげで稻城の農業が昔も今も絶え間なく栄えているのです。

今では稻城の農業は梨やぶどうを代表とする果樹栽培が盛んですが、始まりは弥生時代にさかのぼります。この地で最初の米づくりは、平尾台原の地を拠点とした集落で、稻作を中心とした農業が栄えていたと伝えられています。

その後、どのように稻作中心の農業から今では主流の梨栽培に移り変わったかを伝える古い記録はありません。しかし、その歴史が江戸時代までさかのぼることは確かなようです。言い伝えによると、元禄年間（1688年から1704年）に、長沼村の代官増岡平右衛門と川島佐治右衛門の二人が、公用で山城国（京都府東南部）に出かけ、「淡雪」という品種の梨の苗を持ち帰り、村内に植えたのが始まりと言われています。その原木は明治22年まで東長沼の清玉園の前庭にありました。清玉園には、稻城の梨作りの始まりを伝える「多摩川梨発祥之地」の碑が立っており、江戸時代からの稻城の梨づくりの歴史を今に伝えています。

また、ぶどう「高尾」は、昭和30年代に立川市の東京都農業試験場で開発された品種です。品質は優れているものの、栽培管理が非常に難しいため、ほとんど普及しませんでした。しかし、このぶどうに惚れ込んだ稻城の農家たちの手によって昭和48年ごろから栽培を始め、昭和51年には「稻城市高尾ぶどう研究会」が発足しました。試行錯誤を繰り返しながらも、次第に軌道に乗り、現在では稻城の「高尾」は贈答用ぶどうのブランドとして定着しています。

こうして稻城の農業の歴史を振り返ると、昔の人の努力や智恵が今の稻城市農業の繁栄の根底にあり、私たちは将来に向けて決して絶やすことのないよう、現代に合った都市農業施策を推し進めていかなければなりません。

4 稲城市農業の現状

(1) 農家の状況

① 農家数の推移

令和2年の稲城市的総農家数は222戸で、平成2年の総農家数は381戸と、ここ30年間で総農家数は159戸(△41.7%)も減少しています。東京都内の令和2年の総農家数については9,565戸で、平成2年の総農家数は20,679戸と、11,114戸(△53.7%)も減少しています。稲城市においても農家数は東京都内と同様に減少傾向にあることが分かります。

稲城市内の農家数の推移

単位：戸

年	販売農家	自給的農家	総農家数
平成2年(1990)	243	138	381
平成7年(1995)	228	117	345
平成12年(2000)	217	104	321
平成17年(2005)	200	96	296
平成22年(2010)	190	90	280
平成27年(2015)	175	76	251
令和2年(2020)	151	71	222

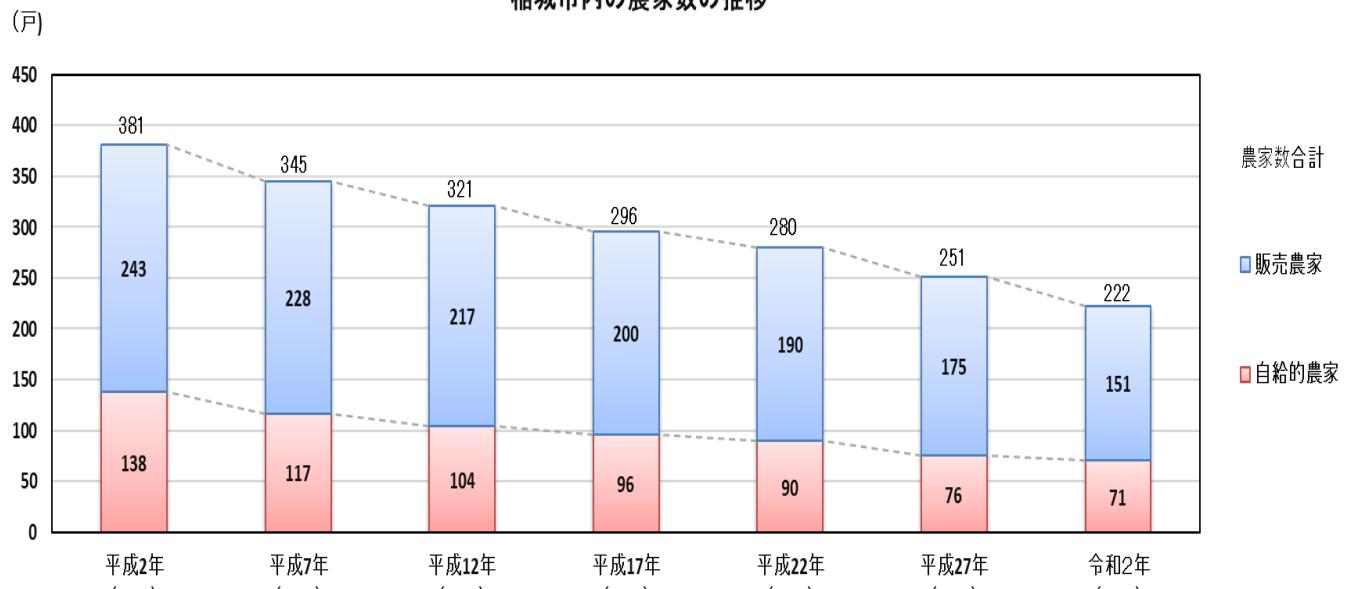
東京都と稲城市的総農家数の推移

単位：戸

	平成2年(1990)	令和2年(2020)	減少戸数	減少率(%)
東京都	20,679	9,565	11,114	53.7
稲城市	381	222	159	41.7

(資料：農林業センサス)

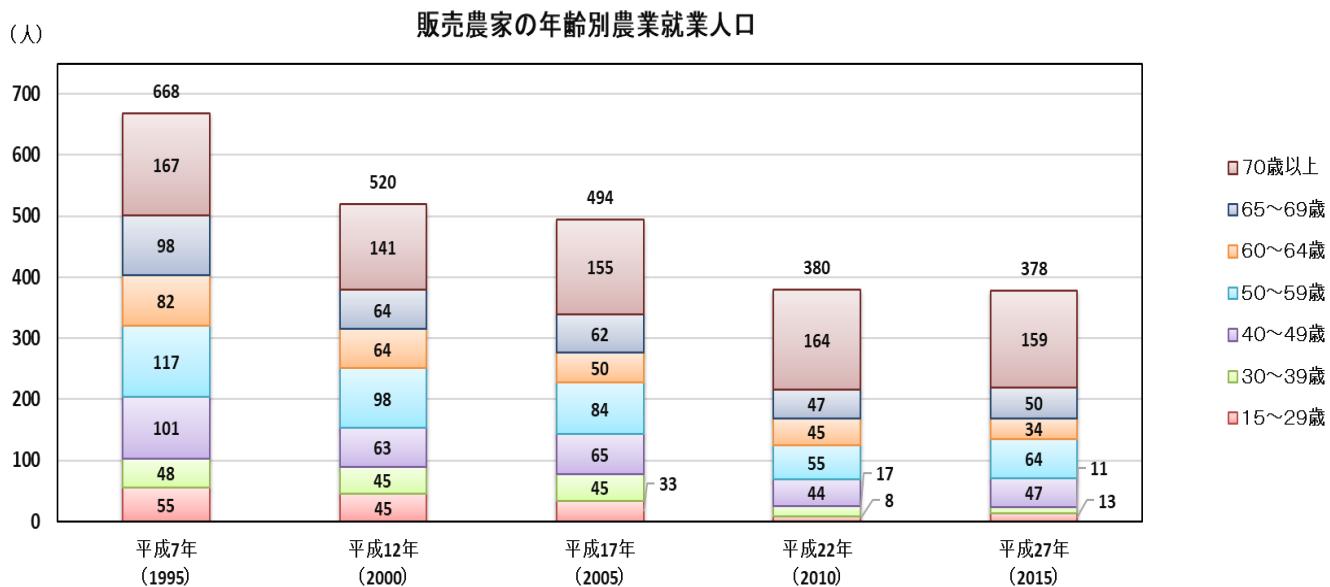
稲城市内の農家数の推移



(資料：農林業センサス)

②農業就業人口の推移

販売農家の農業就業人口を見ると、平成7年から平成27年の20年間で290人減少しており、さらに農業就業人口に占める65歳以上の割合は39.7%から55.3%と15.6%も上昇しています。これは、農業後継者不足による農業従事者の高齢化を顕著に表しています。



(資料：農林業センサス)

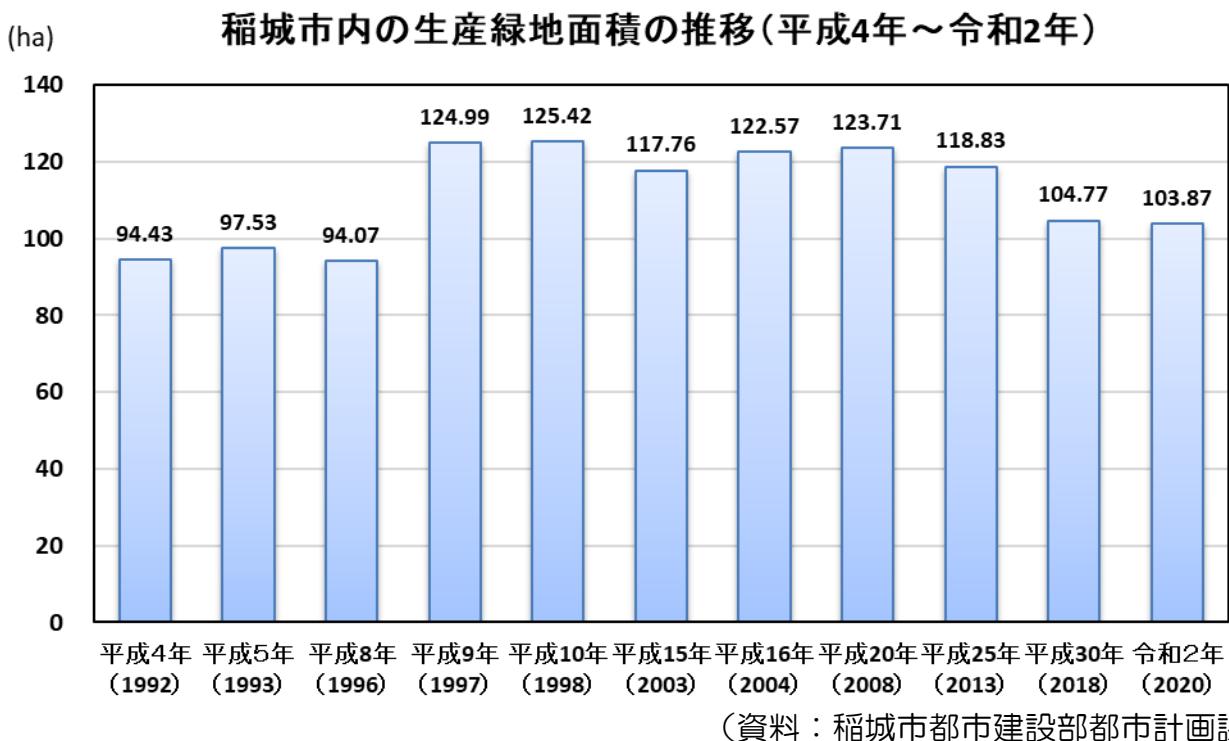


(2) 農地の状況

①生産緑地面積の推移

稻城市では、平成3年の生産緑地法の改正を受け、平成4年に生産緑地地区の指定が始まりました。その後、平成9年に坂浜平尾地区が市街化調整区域から市街化区域へ編入され、市街化区域となった坂浜平尾地区の農地について、生産緑地地区の指定が行われました。

平成16年から生産緑地地区の追加指定が始まり、生産緑地地区の面積は微増しましたが、平成25年以降、組合施行の土地区画整理事業の実施、担い手の死亡や故障による生産緑地地区の解除も多く、生産緑地地区の面積は減少傾向にあります。



～コラム～ 梨の赤星病予防にご協力を

ビャクシン類（貝塚イブキ・玉イブキ・一部のコニファー等）は梨の赤星病の伝染源となります。

稻城市は、梨の栽培に長い歴史があります。特産物の梨を守るために市内にはこれらの植物を植えないようご協力をお願いします。

(3) 農業生産の状況

①生産品目別農業産出額の推移

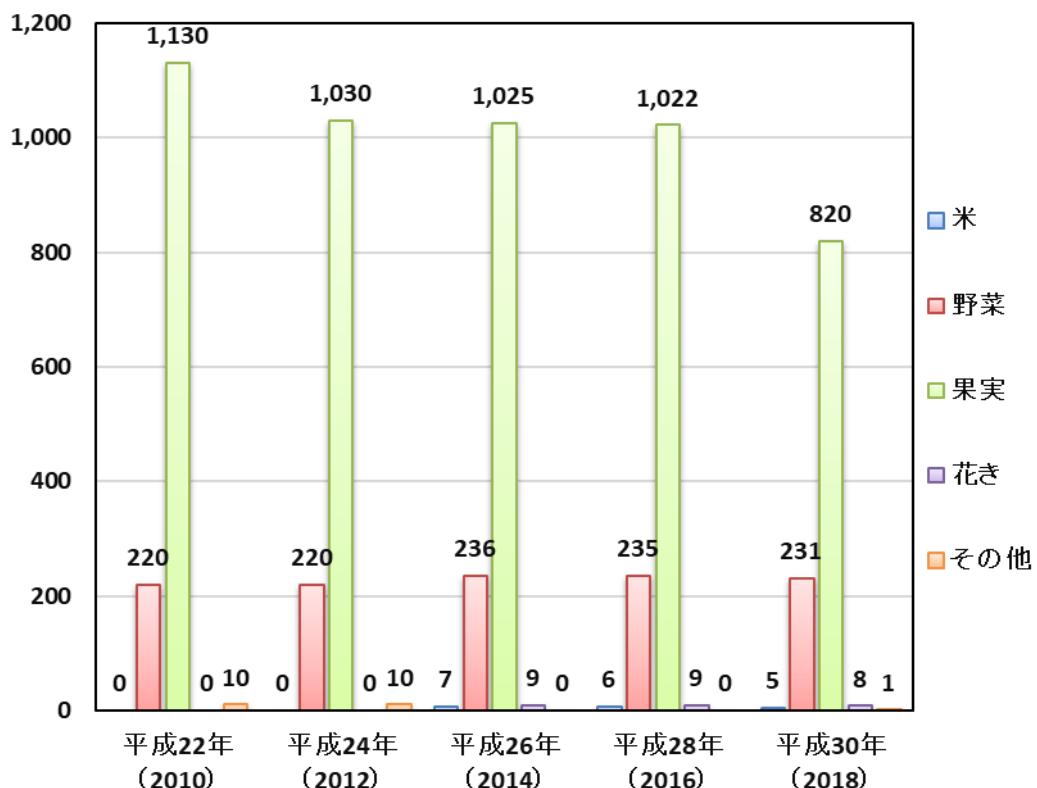
生産品目別に見ると、稻城の特産物である梨の「稻城」や、ぶどうの「高尾」を含めた果実の産出額が全体の8割以上を占めています。消費者のブランド嗜好は根強いものの、近年の気候の影響による梨の高温障害やぶどうの着色不良、自然災害（台風、ひょう害）等の要因もあり、平成30年の果実の産出額は減少に転じました。野菜については区画整理等により戻ってきた農地での生産や学校給食への納入等、例年同程度の生産が維持されています。

生産品種別農業産出額 (単位：百万円)

	米	野菜	果実	花き	その他	合計
平成22年(2010)	0	220	1,130	0	10	1,360
平成24年(2012)	0	220	1,030	0	10	1,260
平成26年(2014)	7	236	1,025	9	0	1,277
平成28年(2016)	6	235	1,022	9	0	1,272
平成30年(2018)	5	231	820	8	1	1,065

(百万円)

生産品種別農業産出額



(資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書)

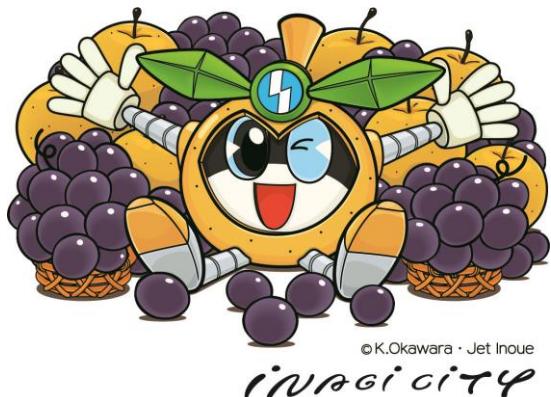
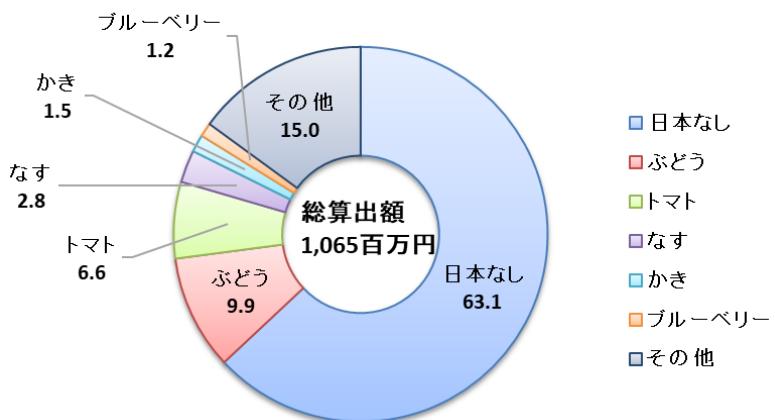
②生産品目別農業産出額の割合

稻城市における農業産出額の63.1%を占めるのは梨です。ぶどうの9.9%を含めると実に73.0%を梨とぶどうで占め、農業産出額にすると約7億7,700万円もの金額を産出しています。果樹の産出額は都内で最も多く、全国に誇れる稻城市的基幹産業と言えます。

生産品種別農業産出額割合（平成30年）

品目	日本なし	ぶどう	トマト	なす	かき	ブルーベリー	その他
割合 (%)	63.1	9.9	6.6	2.8	1.5	1.2	15.0
産出額 (百万円)	672	105	70	30	16	13	159

生産品種別農業産出額割合(平成30年、単位: %)



(資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書)

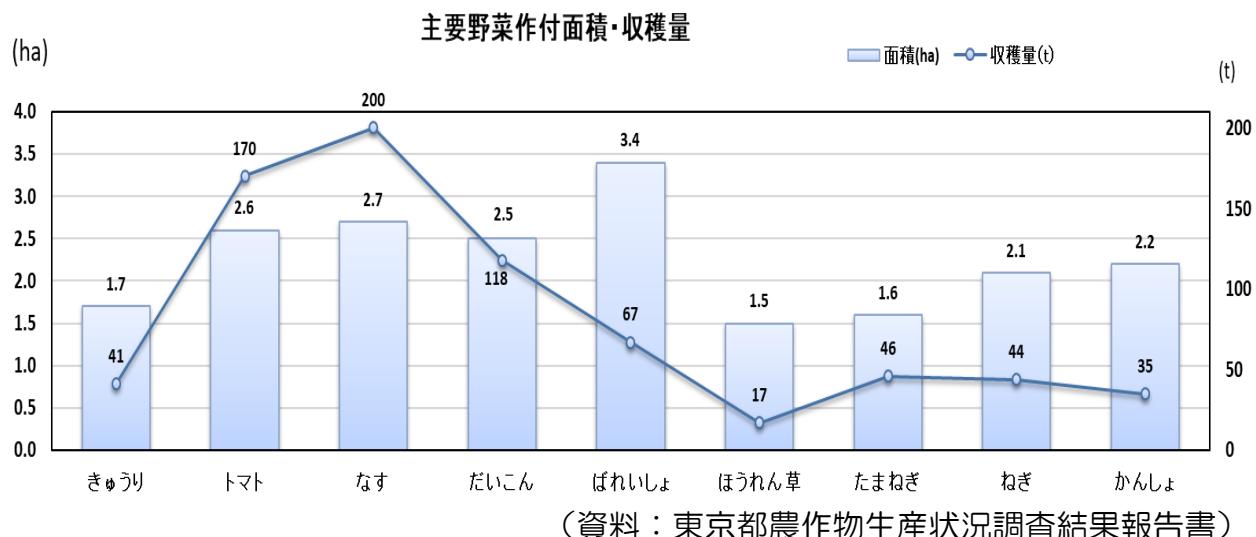
③主要野菜作付面積・収穫量・産出額

稻城市的野菜の収穫量のトップは、なすの200tで、次いでトマトの170tです。野菜の産出額のトップは、トマトの7,000万円で、稻城市的農業産出額全体の約6.6%を占めています。

主要野菜作付面積・収穫量・産出額（平成30年）

品目	面積(ha)	収穫量(t)	産出額(百万円)
きゅうり	1.7	41	10
トマト	2.6	170	70
なす	2.7	200	30
だいこん	2.5	118	7
ばれいしょ	3.4	67	7
ほうれん草	1.5	17	5
たまねぎ	1.6	46	4
ねぎ	2.1	44	9
かんしょ	2.2	35	10

(資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書)

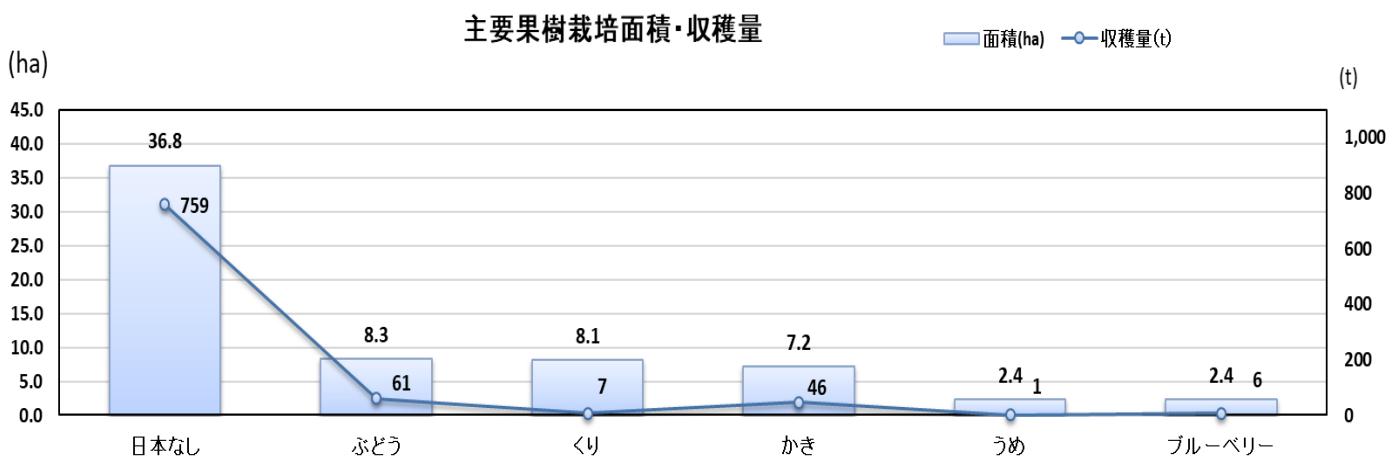


④主要果樹栽培面積・収穫量・産出額

果樹の収穫量のトップは、梨の 759t で、次いでぶどうの 61t です。産出額にすると梨とぶどうで 7 億 7,700 万円もの産出額を誇ります。

主要果樹栽培面積・収穫量・産出額（平成 30 年）

品目	面積(ha)	収穫量 (t)	産出額（百万円）
日本なし	36.8	759	672
ぶどう	8.3	61	105
くり	8.1	7	2
かき	7.2	46	16
うめ	2.4	1	1
ブルーベリー	2.4	6	13



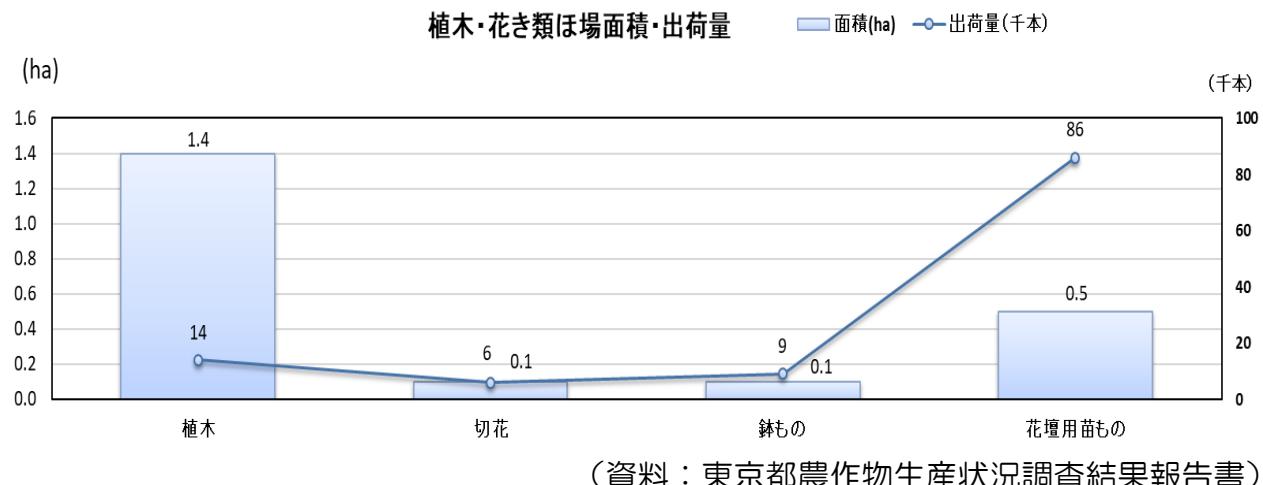
(資料：東京都農作物生産状況調査結果報告書)

⑤植木・花き類ほ場面積・出荷量

植木・花き類では、花壇用苗ものの出荷量がトップで8万6,000本、次いで植木が1万4,000本です。

植木・花き類ほ場面積・出荷量（平成30年）

品目	面積(ha)	出荷量(千本)
植木	1.4	14
切花	0.1	6
鉢もの	0.1	9
花壇用苗もの	0.5	86



⑥畜産の状況

かつて、市内でも酪農家は数多く存在していましたが、近年の著しい都市化の中で急激に減少し、平成12年には農家数は4戸で、乳用牛96頭で、肉用牛や養鶏農家も数件ありましたが、現在では1農家のみになっています。畜産は、観光農業、体験学習など市民交流の場としても重要な役割を果たしており、今後も周辺環境との調和を図りながら維持していくかなければなりません。

(4) 流通の状況

①販売方法の現状

現在の販売方法の第1位は個人直売所の61.6%、第2位は宅配便の44.2%で、農協などの共同直売所の27.9%が続いています。稻城市は梨農家が多く、ブランド品として定着しているため、宅配便が第2位になっています。

②今後力を入れたい販売方法

今後力を入れたい販売方法も上位は現状と同様の傾向で、直売所や宅配便による販売が多いですが、学校給食への納入やインターネットでの販売も検討されていることが伺えます。

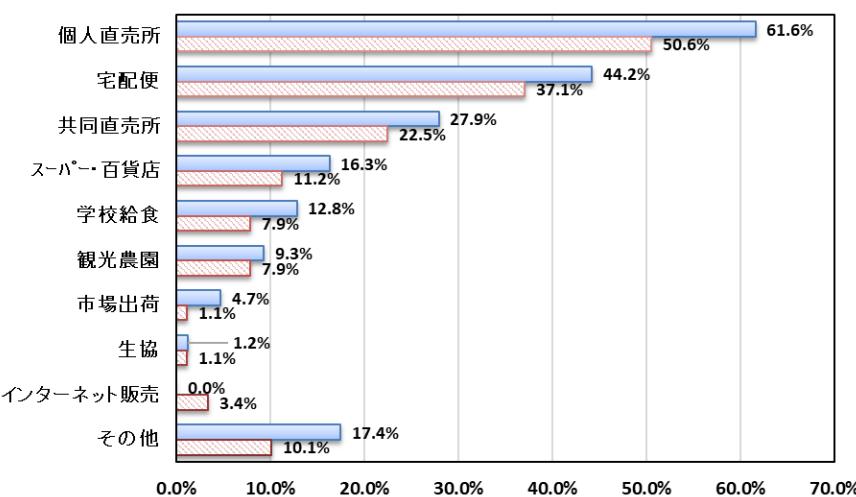
販売方法の現状と今後（複数回答）

販売方法	現状 (件)	割合
個人直売所	53	61.6%
宅配便	38	44.2%
共同直売所	24	27.9%
スーパー・百貨店	14	16.3%
学校給食	11	12.8%
観光農園	8	9.3%
市場出荷	4	4.7%
生協	1	1.2%
インターネット販売	0	0.0%
その他	15	17.4%
回答数	86	

販売方法	今後力を入れたい 販売方法(件)	割合
個人直売所	45	50.6%
宅配便	33	37.1%
共同直売所	20	22.5%
スーパー・百貨店	10	11.2%
学校給食	7	7.9%
観光農園	7	7.9%
市場出荷	1	1.1%
生協	1	1.1%
インターネット販売	3	3.4%
その他	9	10.1%
回答数	89	

販売方法の現状と今後（複数回答）

■ 現状 □ 今後力を入れたい



（農業者アンケート P.80 参照）

(5) 農業団体の状況

稻城市には生産団体が9団体、土地改良区が1団体あり、いずれも生産技術の向上、経営の安定化、環境対策、市民交流を図り、稻城農業の発展のため、様々な研究や事業を行っています。

生産団体の状況（令和3年1月1日現在、順不同）

組織名	目的	活動内容
稻城の梨生産組合	稻城市の特産物である果樹栽培の発展・向上と生果物の販売に必要な事業を行い、栽培者相互扶助・福利厚生を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の情報提供 ・温暖化に対応した栽培技術研究 ・初心者・後継者への指導・仲間づくり支援 ・次世代品種の検討 ・土壌診断・土づくり研修の実施 ・減農薬の促進、防薬シャッターの設置 ・防除暦の作成 ・立毛品評会（栽培技術品評会）の実施 ・産業まつり品評会の実施 ・販売・発送・生産資材の研究 ・組合ホームページの運営 ・援農ボランティアの育成研修の受入 など
稻城市高尾ぶどう生産組合	ぶどう栽培の発展・向上と生産物の販売に必要な事業を行い、組合員の農業経営の安定と発展を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・芽かき、房作り、粒抜き講習会の開催 ・立毛・荷姿品評会の実施 ・高付加価値化などの研究 ・アニマルトラップ、防薬シャッターの設置 ・防除暦の作成 ・PR懸垂幕の設置 ・産業まつり PR 事業 など
東京南農業協同組合 稻城地区野菜部会	野菜栽培技術の向上と経営の安定及び出荷・販売の改善を図り、あわせて部会員の親睦を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャガイモ掘などの市民体験農業の実施 ・土壌検査や病害虫の防除などの研究 ・学校給食への野菜の出荷 ・野菜即売会の開催 ・産業まつり品評会の実施 など
稻城市酪農組合	臭いのしない堆肥作りなどを通じて、環境衛生の向上と経営の安定化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・伝染病予防接種事業の実施 ・牛舎環境衛生浄化事業の実施 など

稻城市特殊林産組合	椎茸栽培の技術改善と経営の安定及び出荷の改善を図り、あわせて部会員相互の親睦を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・即売会の開催 ・産業まつり品評会の実施 など
東京南農業協同組合 稻城地区青壯年部	部員相互の親睦と農業経営の改善を図り、あわせて農協運動を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市 PR 用品配布 ・産業まつりデコトラ製作・展示 ・視察研修の実施 など
東京南農業協同組合 稻城地区女性部	部員の健康管理や教養文化・地域経済の向上と JA 事業を推進し、あわせて部員相互の親睦を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・いけばな教室の実施 ・健康管理講座の開催 ・意見交換会の実施 ・視察研修の実施 ・産業まつり参加 など
稻城市認定農業者協議会	認定農業者の情報交換の場とし、相互連携により研修及び研究などを行うことにより、農業経営の安定化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会との意見交換会の実施 ・産業まつりパネル展示 ・視察研修の実施 など
稻城市農業者会議	農業者の情報交換の場とするとともに、視察研修や講演会などを通じて、稻城農業の発展と振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察研修の実施 ・講演会の開催 など

その他の団体（令和3年1月1日現在）

組織名	目的	活動内容
大丸用水土地改良区	農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大丸用水取水口及び頭首工堰の開閉操作並びに維持管理 ・市内を廻る用水の点検・管理 ・視察研修の実施 など

(6) 農業と市民の交流

①ファミリー農園の状況

市が農地所有者から農地を借り受け、その区画を利用者が自らの判断で農作業を行うことができるファミリー農園を8園開設しています。

ファミリー農園の状況(令和2年4月1日現在)

農園名	所在地	農園面積 (m ²)	区画数	備考
うしろむら農園	東長沼1147-8	631	35	1区画 15 m ² 、 年間利用料 6,120円
松の台農園	百村192-1	424	22	
平尾第一農園	平尾1-38-9他	383	18	
平尾第三農園	平尾1-13-1他	753	32	
下方農園	大丸253他	730	38	
坂浜農園	坂浜2930-1他	85	13	
中関農園	押立764	1,343	72	
豊台農園	百村2129-11他	556	22	
	合計	4,905	252	

②農家開設型市民農園の状況

園主が直接市民に貸し付けて開設している市民農園で、市内に10ヶ所あります。本格的な農業を体験することができます。

農家開設型市民農園の状況(令和2年4月1日現在)

農園名	所在地	農園面積 (m ²)	区画数	備考
大丸農園	大丸373-1	484	25	※区画の面積及び利用料は園主により設定されています。
いなぎふれあい農園	百村191-1	1,862	25	
後田園	坂浜2797	339	13	
矢吉農園	矢野口1125他	432	15	
百村農園	百村2123-11他	767	30	
市役所通り農園	東長沼2112-12	816	33	
矢吉第二農園	矢野口17他	330	14	
ペアウェル農園	東長沼610他	2,017	9	
清田谷戸農園	百村1271-12	770	8	
大丸第二農園	大丸268-1	885	30	
	合計	8,702	202	

③農業体験農園の状況

園主の経営の一環として行われる農業体験農園では、プロの農家が農作業を直接指導することで、農業の知識や技術を学びながら、新鮮で質の高い農作物を収穫することができます。

農業体験農園の状況(令和2年4月1日現在)

農園名	所在地	栽培品目	区画面積 (m ²)	利用者数
加藤ナーセリー	坂浜 1463 他	野菜類	36	27名

※利用料は園主により設定されており、指導料・農具・種苗・肥料・収穫作物代などに相当するものです。



ファミリー農園



農業体験農園

④観光農園の状況

稲城市には、梨・ぶどう・ブルーベリー・みかんなどを家族で楽しみながら収穫できる観光農園が点在しています。

⑤市民の農業体験の状況

東京南農業協同組合稲城地区野菜部会によるジャガイモ掘りや稲城市消費生活センター運営協議会と稲城市農業委員会の共催の「農地探検」などの農業体験を通して、作物の成長や管理、収穫の楽しさを体験することができます。



市民交流事業（ジャガイモ堀り体験）



農地探検

⑥農業体験学習の状況

市内の各小学校では、農業を身近に体験することができる農業体験学習を行っています。地域の農家の協力を受けて、梨の花粉付けから収穫、田植えから収穫など、地域の特色に応じた様々な学習を行い、農業に対する知識の習得と地域との関わりなどを学習しています。



第二小学校稻作体験学習（田植え）



第七小学校稻作体験学習(※農業委員会主催)



第四小学校梨づくり体験学習（花粉付け）



第四小学校梨づくり体験学習（収穫）



若小米米プロジェクト（稲刈り）



第二小学校稻作体験学習（収穫祭）

⑦産業まつり

産業まつりでは、農産物品評会の開催を通して、稲城市農業を広く一般市民に紹介し、農家の生産意欲の活性化、品質の向上及び生産技術の改善を図り、併せて新鮮でおいしい地場産の農産物を直接消費者に供給することで、ふれあい農業の発展を目指しています。また、姉妹都市である大空町のPRや、野菜で飾ったトラック（デコトラ）で稲城農業を広くPRしています。



⑧援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」

援農ボランティアとは、農業者の高齢化や担い手不足等により営農が困難となった農家の作業の補助を無償で行うと共に、農業者と交流することで稲城農業への理解を深めるものです。

援農ボランティアとしての活動意欲があっても、農業経験が無い方も多いため、市では援農ボランティアに参加する前に、最低限の農業の知識や技術の習得をしてもらうことを目的とし、援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」で1年間の座学と実習修了後に援農ボランティアとして活動しています。



(7) 地産地消の状況

市内で収穫した農産物を市内で消費することは、梱包・流通コストなどが削減でき、新鮮で環境にやさしく安価な農産物を供給することができます。

①直売所等の状況

より新鮮な農産物を供給できるよう、市内では各所で直売を開催しています。

市内農産物直売所等（令和2年4月1日現在）

会場等	住所	曜日	時間
JA 東京みなみ 稲城支店 経済店舗 (シンフォニー)	東長沼 2110-1	月曜日から土曜日	午前9時から午後4時 (土曜日のみ午前9時から午前12時)
JA 東京みなみ 平尾支店前（ハーベスト）	平尾 1-49-5	月曜日から土曜日	午前8時30分から午後2時
いなぎ日曜市 (コーチャンフォー若葉台店)	若葉台2-9-2	毎月第2・第4日曜日	午前10時から午前11時
百村野菜直売会（向陽台かめさん公園・ アンテナショップほのか横）	向陽台5-7及び 向陽台6-7	火曜日・土曜日	午前9時30分から午前12時



シンフォニー（年末即売会の様子）



ハーベスト（平尾農産物直売所）

②学校給食への地場産農産物の納入状況

新鮮な地場産の野菜や果実を学校給食に供給し、地産地消を推進しています。

学校給食への地場産農産物の出荷状況（平成31年度実績）

種別	納入量(kg)
じゃがいも	900
たまねぎ	5,506
はくさい	150
だいこん	1,390
ねぎ（下仁田含む）	330
きゅうり	10
たけのこ	93
すいか	16
にんにく	32
とまと	20
きゃべつ	60

種別	納入量(個)
ゆず	29
梨	655

種別	納入量(粒)
高尾ぶどう	19,510



学校給食納入農家の圃場見学

③いなぎ日曜市の開催

安全安心でおいしい稻城産の農産物を直接市民に提供することや稻城市商工会との連携による賑わいの創出を目的に市内の大型店舗にて毎月第二、第四日曜日に「いなぎ日曜市」を開催し、地産地消の推進を図っています。



いなぎ日曜市の賑わい

～コラム～ 稲城市農業だより「完熟」(稲城市農業委員会発行)

稲城市農業委員会では東京南農業協同組合の組合員向けを対象に年4回(5・9・10・2月)に稲城市農業だより「完熟」を発行しています。

稲城市農業委員会の活動報告や農業関連法制度の周知、稲城市からのお知らせ等を掲載し、稲城市的農業振興に活用されています。



●刊行 郡部農業農業委員会
木村謙一郎編集委員
電話番号 03(786)21111 (平成29年9月1日発行)

第23期稲城市農業委員会がスタートしました
(期間:平成29年7月20日から平成30年7月10日まで)

【会長挨拶】

早い者勝ち。皆さんにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申上げます。また、平素より稲城市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く、お礼申し上げます。

本年7月の農業委員会統一改選を経て、7月20日から23期の新体制となり第23回農業委員会統一改選にて、22期ごき続き会員に就任いたしました松本でございます。引き続き確実力でございますが、新たな農業委員会とともに3年間稲城農業の振興に全力で取り組んで参ります。決意を新たにいたします。



氏名	担当地区	役職等
松本 実一	東松沼	会長・東京南農業組合議員会員
小島 伸	矢野口	会長秘書・理事者
横田 仁則	坂 木	土地利用組合 副会長
田中 利明	東松沼	農業研究組合 常委長
塙野 浩哉	押 立	土地利用組合 副会長
森西 望男	大 丸	農業研究組合 副会長
東山 駿介	矢野口	土地利用組合
大坂 実敏	坂 木	土地利用組合
富永 康次郎	百 木	農業研究組合
馬場 実	平 尾	農業研究組合
議会議員	原島 伸	矢野口 農業研究組合
公庫 会頭	博安	土地利用組合

(敬称略)

【農地利用状況調査について】

農業委員会では農地を基準に、生産耕地面積を中心農地利用状況調査を実施しています。農業委員会や農務局職員が調査のため農地をご立ち入させていただきますことをご了承ください。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。8月~10月に農地調査の巡回を実施します。その間、再調査等が必要な農地について11月を農地利用推進月間に設定、再度調査します。調査済みの農地について、適切な指導を行っていきます。

皆さんのご協力をお願いします。また、農地の肥培管理の面についても併せてお願い申します。



© K.Okawara・Jet Inoue

稻城市

稻城市農業だより「完熟」

5 稲城市農業の課題

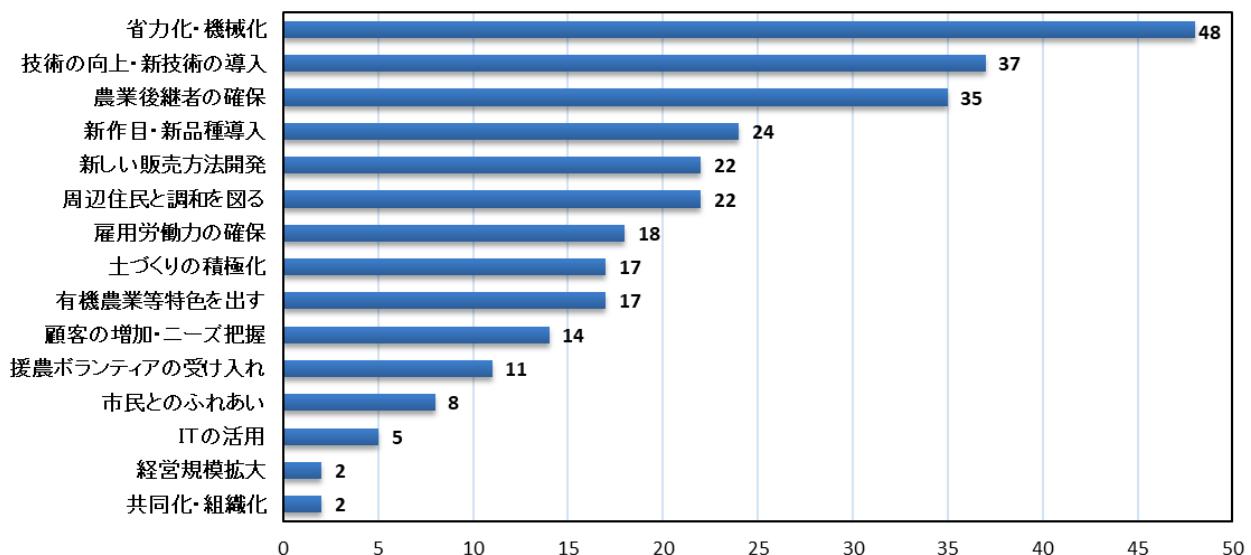
(1) 農業経営

① 農業の生産性の向上

農業者アンケートの中で、今後の農業経営の課題における第1位は、省力化・機械化、第2位は技術向上・新技術導入という結果にもあるように、現状の生産方法の改善や新しい農業手法を求める声も大きくなっています。また、農業の担い手の高齢化により農業後継者の確保を課題と考えている農業者が増えてきています。

一方で、気候変動や病害虫に強い品種を開発することも農業生産を安定させるための重要な課題になっています。また、これらの被害や影響を最小限に食い止める対策も市として支援していかなければなりません。

今後の農業経営の課題 (n=114) 複数回答



(農業者アンケートP.80参照)

② 担い手の育成

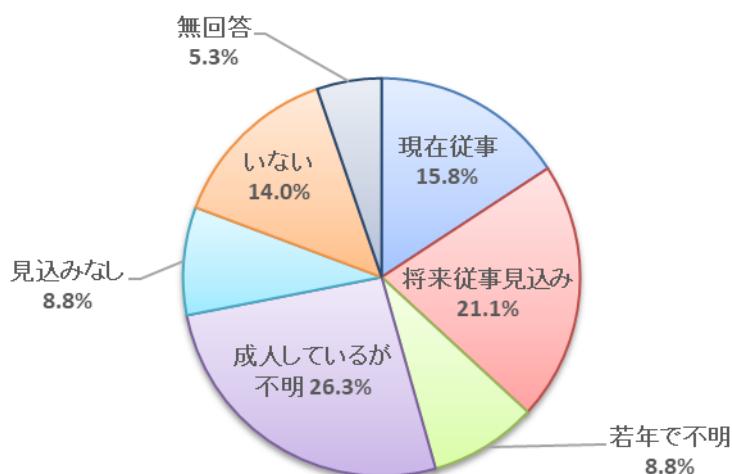
農業者アンケートの中で、現在の農業後継者の状況を見ると、「成人しているが後継者として後を継ぐか不明」が 26.3%で、「見込みなし」は 8.8%、「いない」は 14.0%、合わせると 49.1%にもなり、将来、後継者が見込めず不安を抱いている農家が半数近いことが分かります。また、今後の農業経営の意向の中で、「縮小したい」「農業はやめたい」と答えた 15.3%のうち、その理由が「高齢のため」「後継者がいないため」と答えた人は 78.6%でした。

次世代を担う農業後継者の減少を抑制するため、安定した魅力ある所得額の確保や農業経営の近代化及び情報化について推進する必要があります。

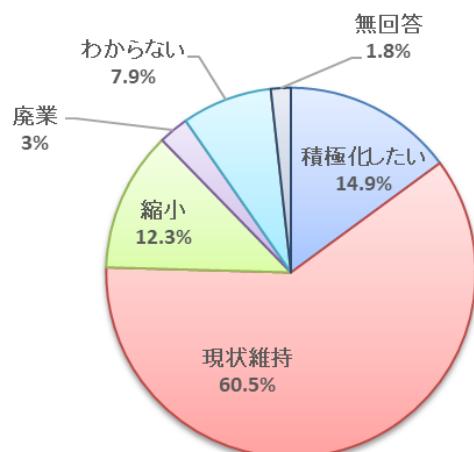
また、農業後継者を確保するため、定年後の団塊の世代やこれから農業を始めたいという新規就農者を担い手として取り込む仕組みづくりと育成支援を図る必要があります。

市では、後継者のいない農家や高齢・病気等で農業に従事あるいは適正な肥培管理をすることができない農家のために、援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」を開講し、1年間農業に関する実習や座学で基礎を学んだうえで、農家に派遣する取組みを平成29年1月から始めており、労働力不足の農家の農作業を補助することにより農家と市民がともに協力し合い、農地の保全に努めています。

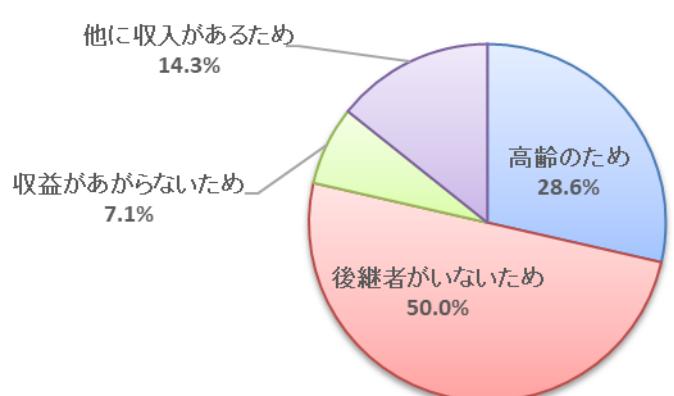
農業後継者の状況 (n=114)



今後の農業経営の意向 (n=114)



縮小・やめたい理由 (n=14)

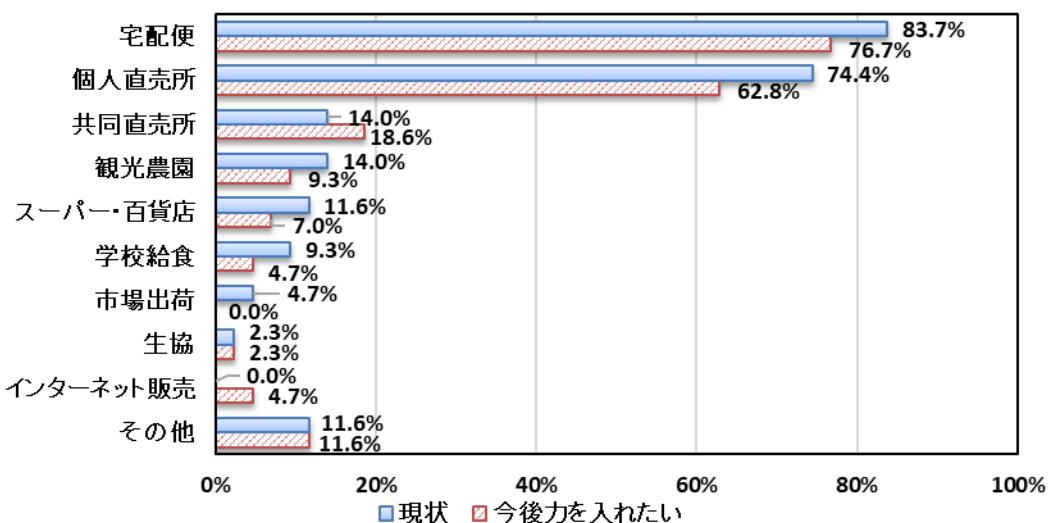


(農業者アンケート P.80 参照)

③農産物の販売体制強化

梨・ぶどう中心農家の現在の販売方法において、「宅配便」が83.7%、「個人直売所」が74.4%と他を大きく引き離しています。これは、贈答品としての宅配と個人直売所の2つの販売方法だけで販売体制がほぼ確立していることが伺えます。スーパーや農協などでもあまりお目にかけられない、いわゆる「幻の梨」と云われる所以がこの調査結果に表れています。

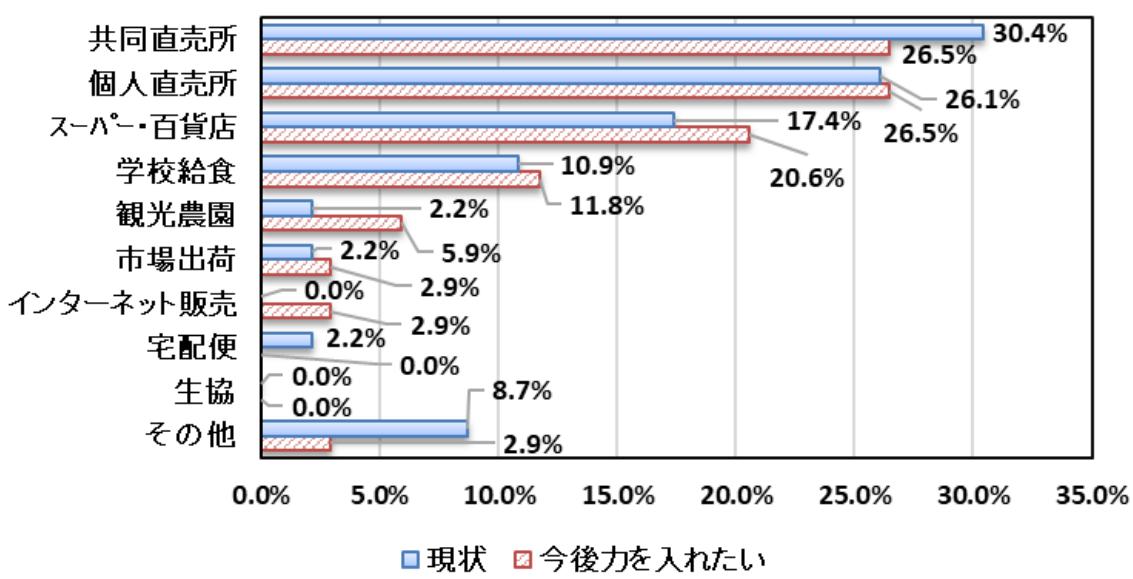
販売方法の現状と今後(梨・ぶどう中心)(n=45)



(農業者アンケート P.80 参照)

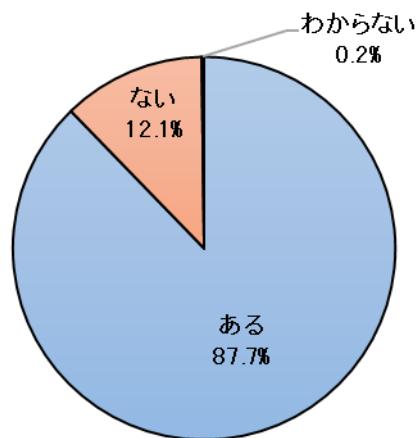
一方、野菜中心農家の販売方法では、「共同直売所」30.4%、「個人直売所」26.1%、次いで「スーパー・百貨店」が17.4%という結果と、市民アンケートの中で、「地場産農産物を直売所で買ったことがある」と回答した87.7%の人が買った場所の上位3位も同じ結果であることから、野菜の消費者の多くは地産地消による地場産農産物を求め、より新鮮でおいしい農産物を好む傾向があります。消費者に身近な販売・流通形態をさらに検討する必要があります。

販売方法の現状と今後(野菜中心)(n=26)



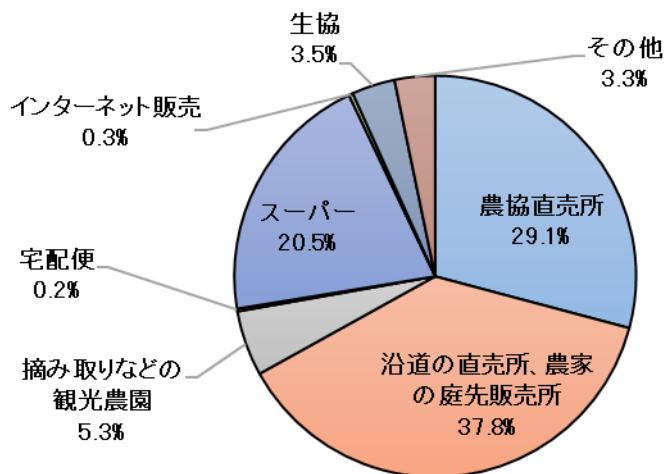
(農業者アンケート P.80 参照)

地元農産物を買ったことがあるか (n=497)



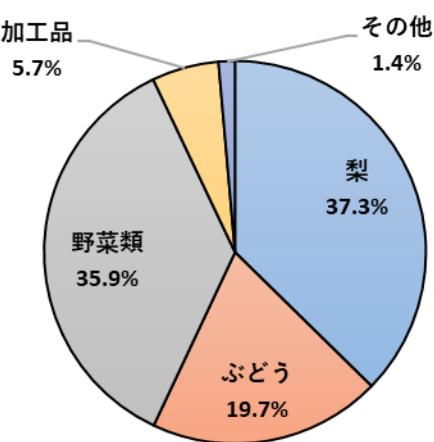
(市民アンケート P.80 参照)

地元農産物の購入場所について (n=497)



(市民アンケート P.80 参照)

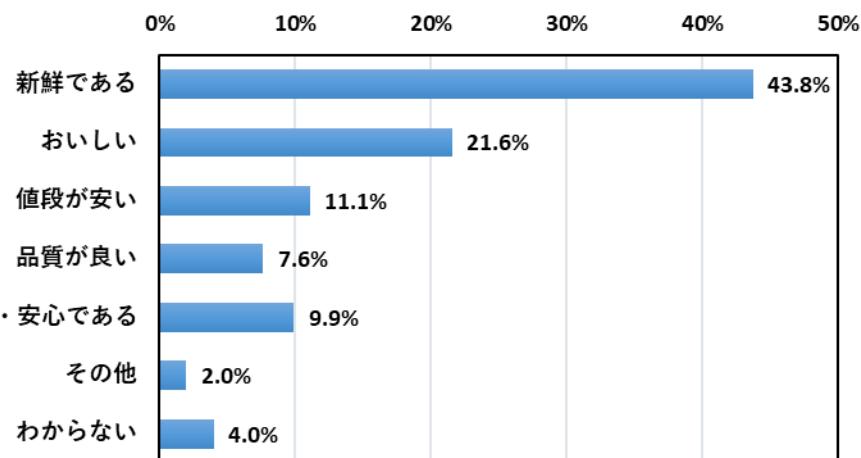
購入した地元農産物の種類 (n=497)



(市民アンケート P.80 参照)

また、消費者は地場産農産物について、新鮮さやおいしさ、品質の良さなどを評価しています。

地元農産物や直売所の良い点について (n=497)

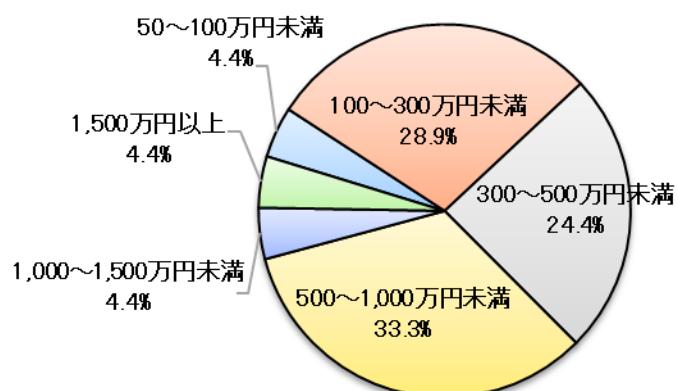


(市民アンケート P.80 参照)

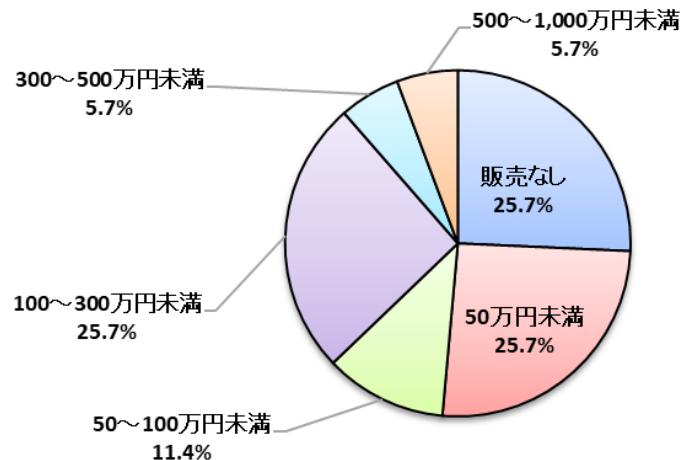
④経営支援

農業者アンケートの中で、農産物販売金額を見ると、梨・ぶどう中心農家では 100 万円未満の世帯が 4.4% と少なく、500 万円を越えている世帯が 42.1% もある一方で、野菜中心農家は 100 万円未満の世帯が約 6 割を占めています。

農産物販売金額（なし・ぶどう中心）(n=45)



農産物販売金額（野菜中心）(n=35)



(農業者アンケート P.80 参照)

このように、経営の規模や形態、作付品目によって異なる所得状況や農業を取り巻く課題等を分析し、タイプごとに経営体モデルと所得目標を設定し、農業経営を効率的・安定的なものとするため、経営基盤を強化しなければなりません。

さらに、それらの経営体モデルを実現し、活力ある農業経営を行うためには、稻城農業をリードする中核的な農業者を育成しなければなりません。そのため、経営意欲のある農業者を認定農業者として位置づけ農業経営の面から、継続的に支援する必要があります。

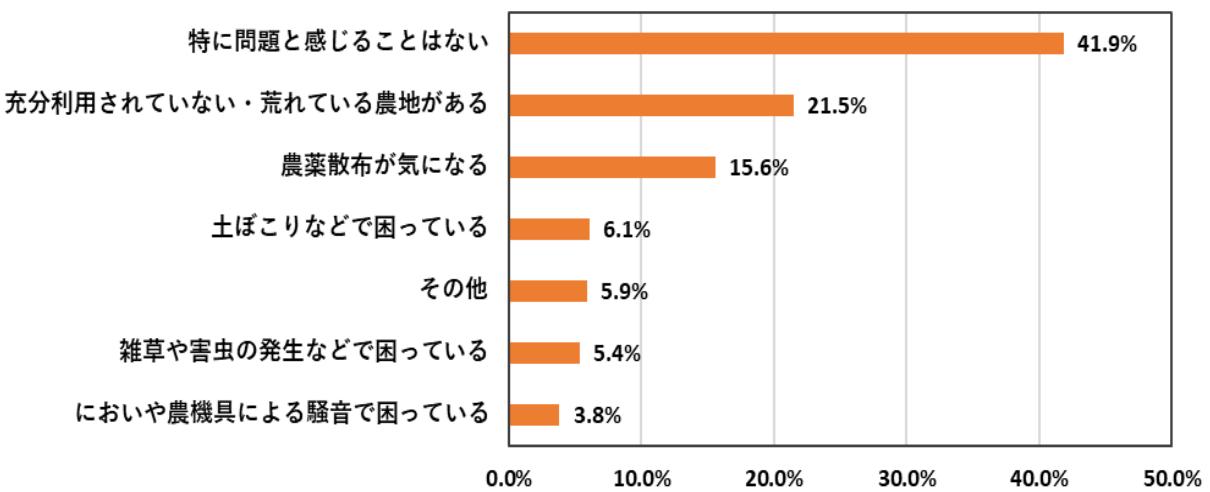
また、農業者個人のみならず、農業団体に対しても積極的に活動を支援し、地域全体の農業経営がより安定的なものになるような施策を講じなければなりません。

(2) 環境との調和

① 地域環境との調和

市民アンケートの結果によると、都市農地との共存が図られており「特に問題と感じることはない」が41.9%で、市民の理解が得られていることが分かります。農業・農地の問題については、「充分利用されていない・荒れている農地がある」が21.5%、「農薬散布が気になる」が15.6%となっています。都市化の中で、従来からある農地に隣接して住居を構えるケースが多く、農薬散布などに関する苦情が一定数寄せられています。こうした現状の中、減農薬などの自然環境に配慮した生産方法の推進や堆肥の積極的な利用、防藻や防臭対策など周辺環境や地域住民に配慮した施策を推進しなければなりません。

農業・農地の問題について(n=497)



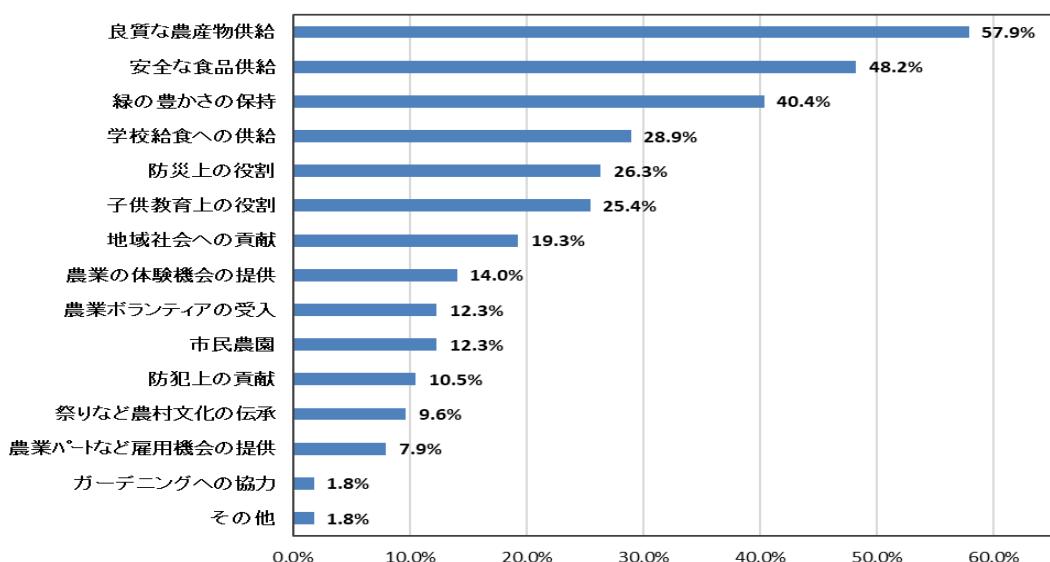
(市民アンケート P.80 参照)

②安全・安心な農産物の生産

農業者アンケートの中で、都市農業における市民との交流での重要な点の第2位が「安全な食品供給」の48.2%であることや、市民アンケートの中で、稻城農業に期待するとの第1位が「新鮮な農産物の供給」で25.5%、第2位が「安全・安心な農産物の供給」の22.2%であることから、食品に対する安全性を意識する消費者や農家が非常に多いことが分かります。昨今、食に対する関心が高まっているなかで、安全な食品の生産・製造に加え、その生産情報を積極的に提供していくことが重要になっています。

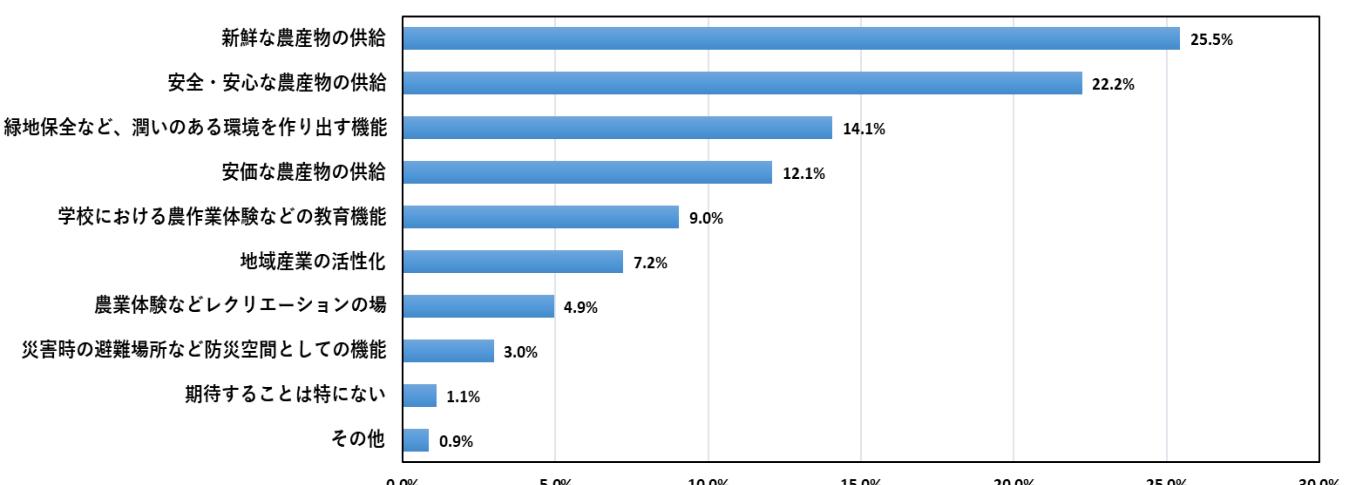
また、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする地産地消を通じて、消費者と生産者とが「顔が見え、会話ができる」機会をより多く提供することで、農業・農家に対する愛着心や安心感が深まり、相互理解にもつながることが期待できます。このような消費者と生産者とを結びつける地産地消を推進する必要があります。

都市農業における市民との交流での重要な点(n=114)



(農業者アンケート P.80 参照)

稻城農業に期待すること (n=497)

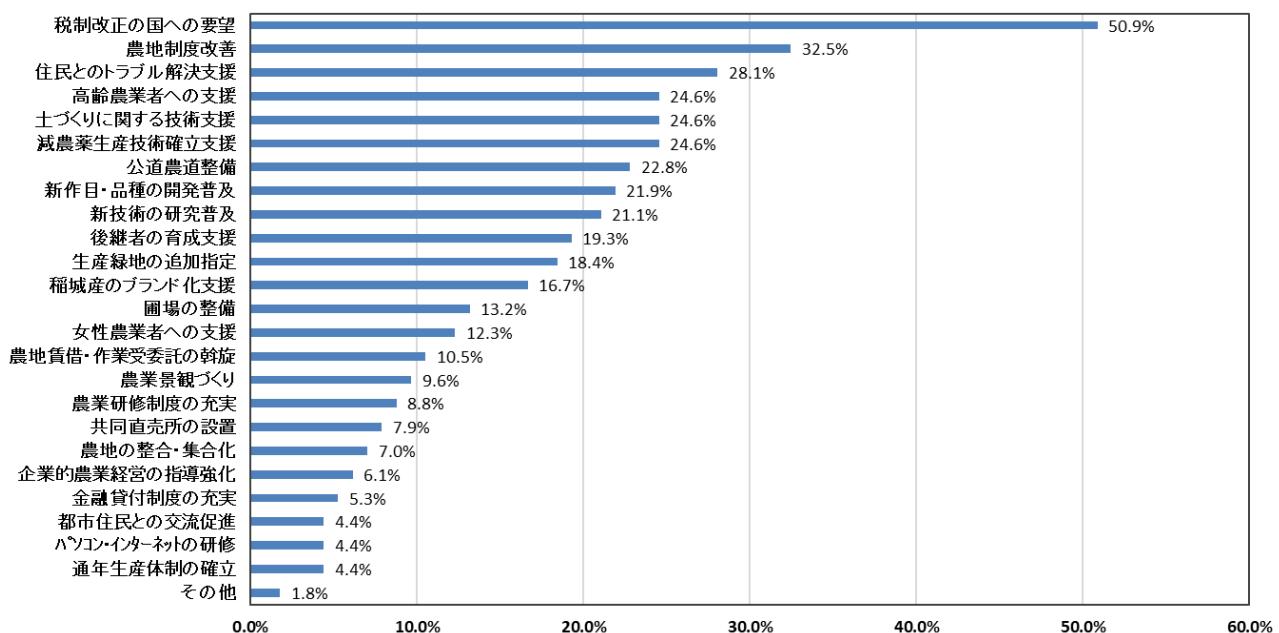


(市民アンケート P.80 参照)

③農業者の要望や現在の取り組み

農業者アンケートの行政や農協に要望する施策の中で、「住民とのトラブル解決支援」が第3位となっており、法改正などの要望を除くと1位になることから、住宅に近接するなどの周辺環境の変化により、農業を継続しづらくなっている状況が伺えます。また、「高齢農業者への支援」や「土づくりに関する支援」等の農業を継続するための課題が多く挙げられています。

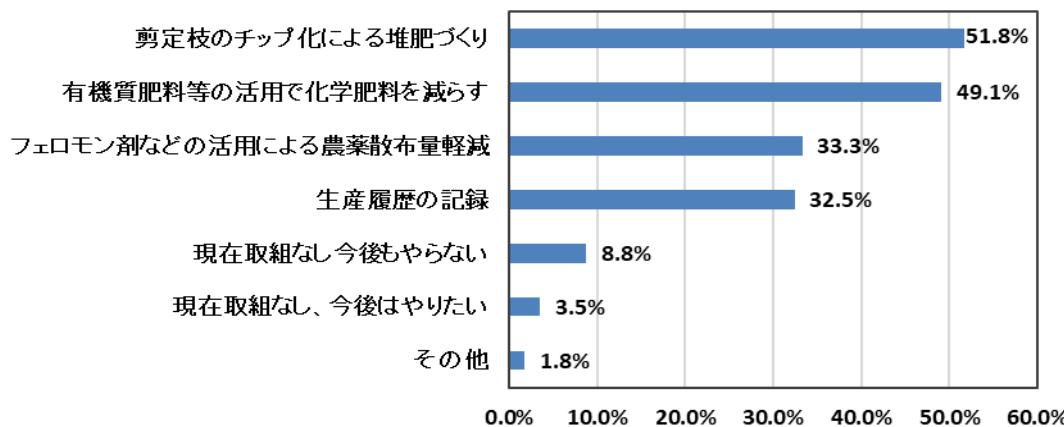
行政や農協に対する要望 (n=114)



(農業者アンケート P.80 参照)

また、農業者側の環境に配慮した取り組みについては、剪定枝のチップ化による堆肥づくり、化学肥料に頼らない有機質肥料の活用やフェロモン剤（害虫の交尾交信攪乱剤）や天敵製剤（害虫を捕食する生物農薬）による減農薬栽培など環境にやさしい取り組みを市と連携しながら継続しています。

環境に配慮した取り組み(n=114)



(農業者アンケート P.80 参照)

④大丸用水土地改良区

江戸時代初期に開削された大丸用水は、9本の本流と約200本の支流を合わせた総延長70kmに及ぶ農業用水です。用水はすべての農地に水を引くために分岐を繰り返し、立体交差するところもあるなど、昔の人の知恵や工夫を随所で見ることができます。しかし、都市化が進む今、上下水道の普及や農地の減少などの影響を受け、利用者は激減し、賦課金による収入も大幅に減収の一途をたどっています。稻城農業にとって欠かせない大丸用水の保全が図られるよう支援していかなければなりません。

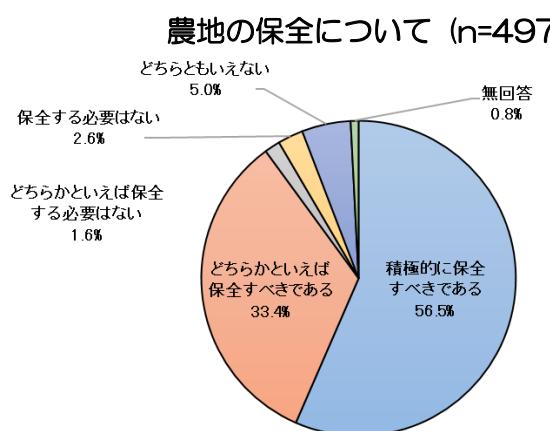
大丸用水の水路図



(資料：東京都土地改良事業団体連合会)

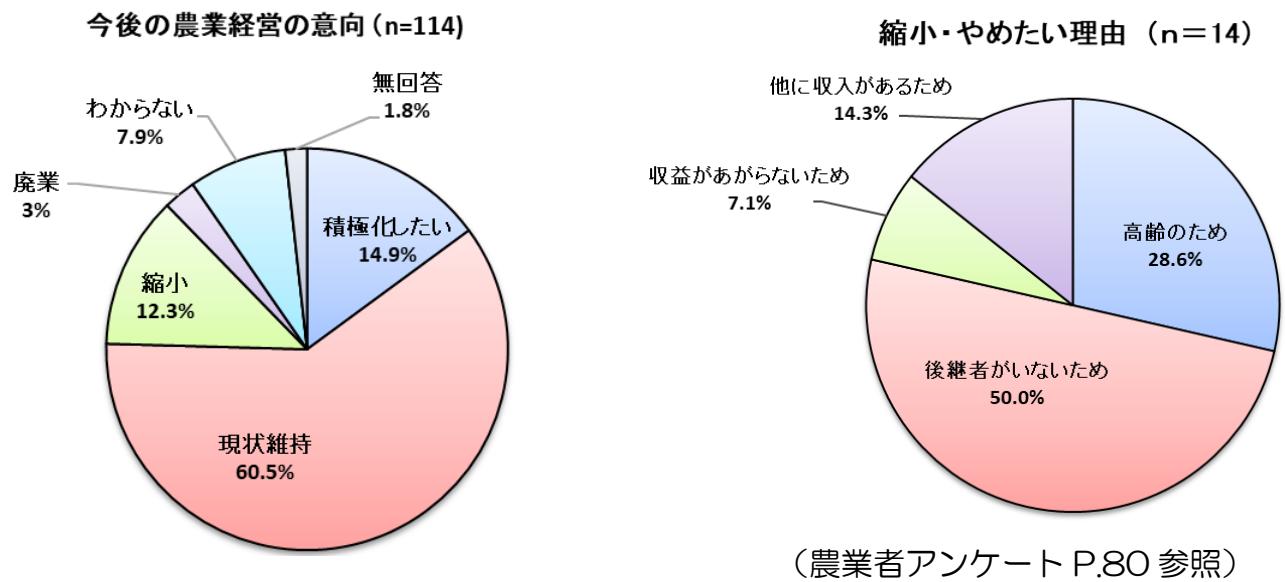
⑤農地の保全

稻城市的農地は減少傾向にあり、農地をどう保全すべきかが課題です。市民アンケートでは、農地は保全すべきかの問い合わせに、89.9%の人が「積極的に保全すべき」もしくは「どちらかといえば保全すべき」と回答しています。



(市民アンケート P.80 参照)

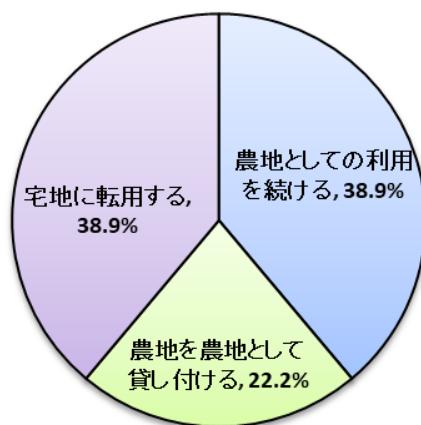
農業者アンケートでは、今後の農業経営の意向について、15.3%の人が「縮小」もしくは「廃業」を選んでおり、その理由としては「後継者がいないため」が最も多く50.0%、「高齢のため」が次に多く28.6%を占めています。



(農業者アンケート P.80 参照)

しかし、縮小や廃業後の農地について、38.9%の人が「農地として利用を続ける」、22.2%の人が「農地を農地として貸し付ける」と回答していることから、農地として継続したい意向もあることがわかります。

縮小・やめた場合の農地の取り扱い(n=18)

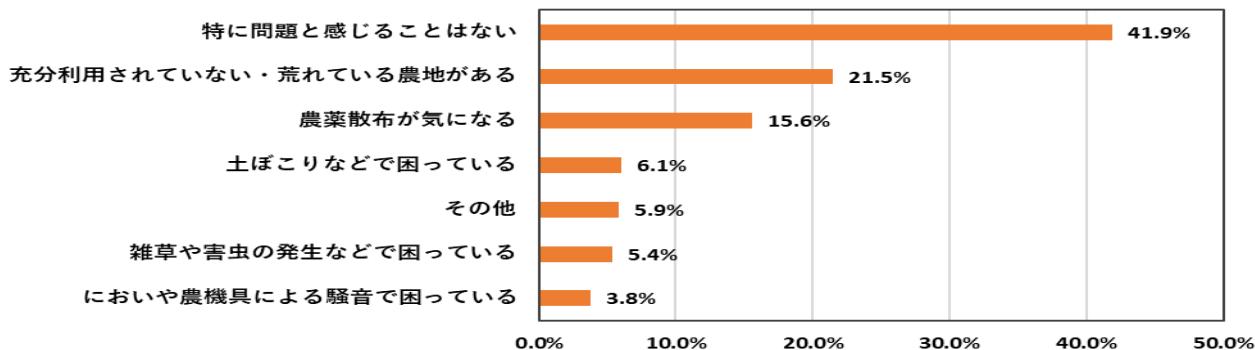


(農業者アンケート P.80 参照)

農地として継続の意向がありながら、担い手の後継者不足や高齢化により、縮小や廃業を選択せざるを得ない農業者に対して、稻城市としては、市民農園や体験農園等として有効活用するように働きかけ、開園・運営への支援をする必要があります。あわせて生産緑地地区についても、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を活用した市民農園等を推進すべきと考えます。

後継者の不在や農業者の高齢化は、農業の担い手不足による遊休農地の増加に繋がる懸念があり、市民アンケートでは、農業・農地についての問題点として「荒れている農地がある」と回答した人が21.5%と一番多い結果となりました。市は農業委員会と連携して、肥培管理の指導を徹底するとともに、援農ボランティア等を活用し、農業者の軽減を図り、より肥培管理を行いやすい営農環境を整備していく必要があります。また、新たに追加する生産緑地地区については、長期的に肥培管理を行えるか、農業者に確認し審査した後、生産緑地地区の指定を行うことが重要です。

農業・農地の問題について(n=497)



(市民アンケート P.80 参照)

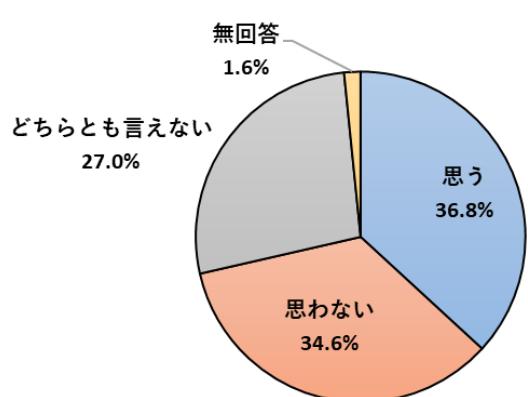
(3) 市民との交流

①市民参加型農業

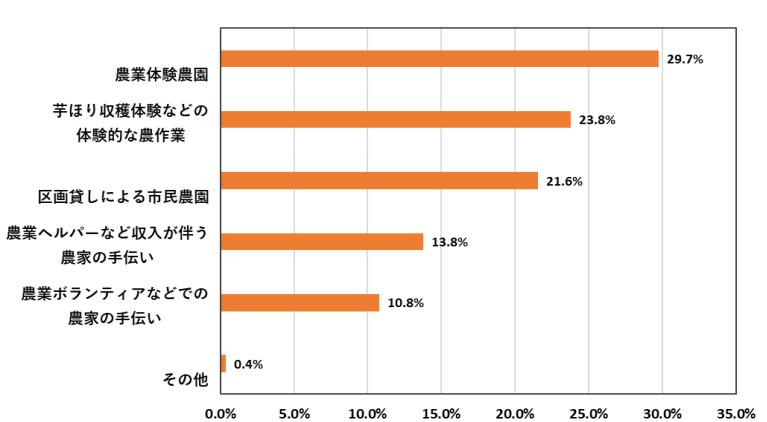
市民アンケートの中で、農作業を体験したいと思うかとの質問で、「思う」と答えた36.8%の人のうち、その体験したい内容については、第1位が農業体験農園の29.7%、第2位が収穫などの農業体験の23.8%と、農にふれる機会を求める声が多いことが分かります。

農業の技術を学び、農作業を通じて心の豊かさや農家との交流を深めたいという市民ニーズに対応し、援農ボランティアなどの農家を支援するような取組みをさらに広める必要があります。また、稻城市では市内8ヶ所にファミリー農園、市内10ヶ所に農家開設型市民農園、市内1ヶ所に農業体験農園を開設しています。これらの市民農園の拡大も必要とされています。

農作業体験をしたいか(n=497)



どのような農作業体験をしたいか(n=183)



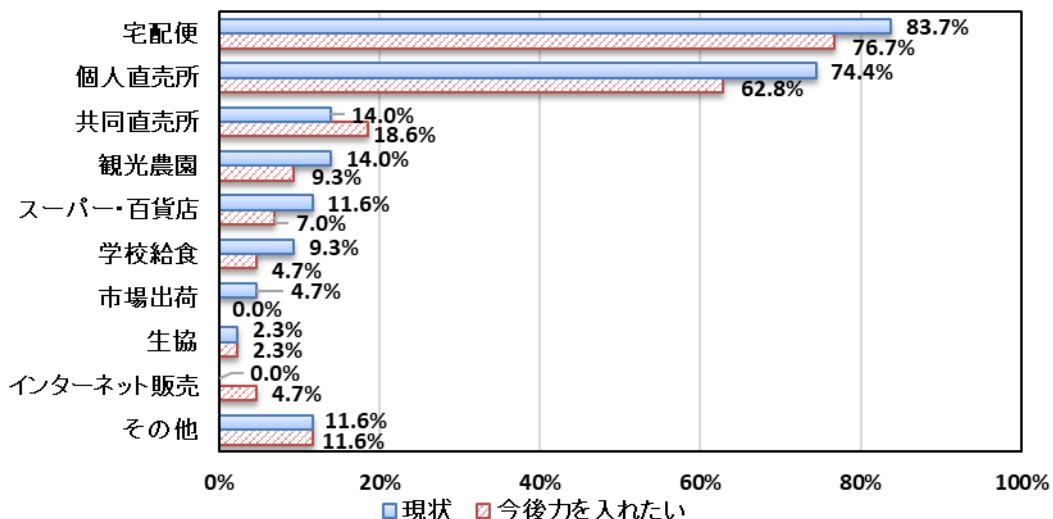
(市民アンケート P.80 参照)

②農業と市民との交流

稻城市では、市民が農業に対する理解を深め、自然や環境の大切さを感じてもらうことを目的に、ジャガイモ掘り、椎茸駒打ち体験などを行っています。

市民アンケートの中で、体験したい農作業の内容で、「芋掘りなどの体験的な農作業」が第2位の23.8%であることや、農業者アンケートの中で、今後の販売方法（梨・ぶどう中心農家）で「観光農園」が第4位の14.0%であることから、市民の農に触れ合う多様なニーズの高まりに応えるよう、農業者や関係団体と連携を図りながら、農家と市民との交流や農業に対する理解を深めることのできる体験の場を充実していかなければなりません。

販売方法の現状と今後(梨・ぶどう中心)(n=45)

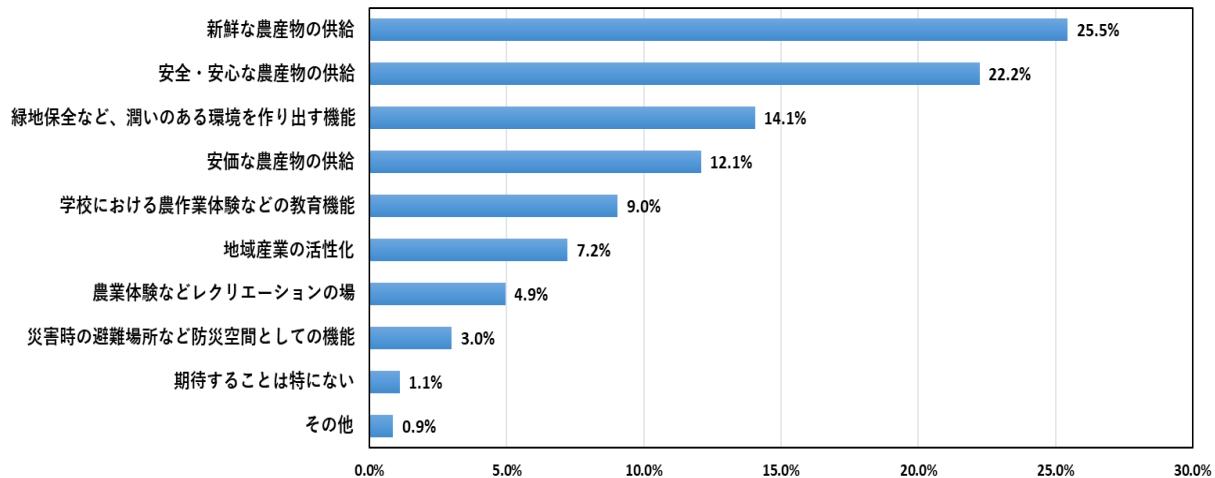


(農業者アンケート P.80 参照)

③農業体験学習

食や農に関する教育を通じて、食物の大切さや農業の重要性を学ぶために、市内小学校において農業体験学習を行っています。各学校の創意工夫により、「総合的な学習の時間」を活用し、自然体験やボランティア活動などの体験的な授業を行うことは、農業に対する理解や地域との関わりを深め、子どもたちの情操面での育成を期待することができます。市民アンケートの中で、稻城農業に期待することで「学校における農作業体験」が9.0%で第4位となっていることから、学校教育の農業体験に対するニーズの高まりを読み取ることができる一方で、受け入れ農家の減少により、農家における負担が増えてきています。今後は、受け入れ農家の負担軽減のために、各学校で実施されている農業体験学習の把握に努め、教育関係機関や関係農業者と連携をとりながら、農業体験学習の充実を図る必要があります。

稻城農業に期待すること (n=497)

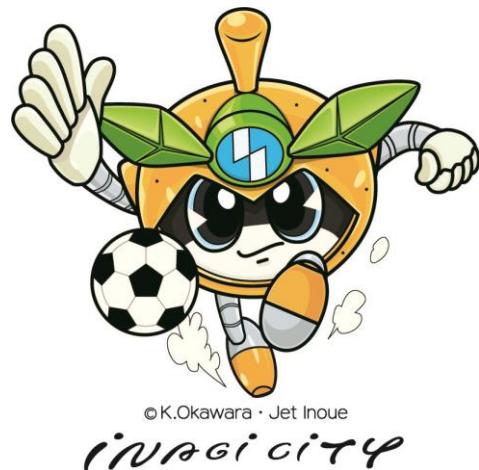


(市民アンケート P.80 参照)

④観光や他産業との連携

現在、稲城市では、市内の梨農家が丹精込めて作った幻の梨「稻城」から作られた「稻城の梨ワイン」や梨のドライフルーツなど、地場産の農産物を活用した加工食品の販売が盛んに行われています。

観光の目玉として観光農園以外にも市外からの来訪者を呼び込めるような新たな加工品の開発を含めた他産業との連携、各農家の協力のもと地域が一体となって、商品の販売やPRを積極的に支援し、多種多様な経営形態による農業経営の安定化を図る必要があります。



第4章 稲城市農業の将来像と実現のための 基本方針および施策の体系



第4章 稲城市農業の将来像と実現のための基本方針および施策の体系

1 稲城市農業の将来像

稻城市的農業は、都市農業の特徴である市街地と農地が密接している中で周辺住民への配慮をしつつ、梨とぶどうについては、そのブランド力を活かした安定した農業経営が展開されています。野菜については、消費者の食に対する安全性への意識や地場産農産物の需要も高まっており、学校給食への安定的な納入やJAの共同直売所等での販売などの堅実な農業経営が行われています。また、植木・花卉、酪農等については、生産者や経営規模等は減少しているものの、地域に根ざした経営が行われています。都市農業および都市農地は、農産物の供給とともに身近な農業体験の場や心安らぐ緑地空間の提供、災害時の避難場所としての防災空間など、多面的な機能を併せ持っています。

しかし、都市化の進展による農地の減少や後継者不足、あるいは周辺環境の変化など農業を取り巻く情勢の厳しさは依然として増しており、安定した農業経営基盤の確立や地域環境との共生を実現することのできる積極的な農業施策がこれまで以上に求められています。一方で、農業、農地を次世代に繋ぐためには、地域の理解や協力が欠かせないものとなっており、援農ボランティアや農業体験を通じて農への理解を深めることや農業者と市民の新たなコミュニティの形成なども重要な役割として求められています。

このような考え方から第四次稲城市農業基本計画の基本目標となる稲城市農業の将来像を次のように設定します。

次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち



2 将来像実現のための基本方針

【1】農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立

生産緑地制度等の農地の保全に繋がる制度周知の継続や、梨やぶどう、野菜等を生産する認定農業者を中心に、経営意欲向上のための新技術の導入への支援や、生産・加工・販売の取組み等他産業との連携強化等を図ることにより、付加価値の高い農業を推進することで、農業経営の安定化を図ります。また、援農ボランティア制度の推進により、農業者と市民が連携し、活力や魅力のある農業の確立を目指します。

【2】環境に調和した持続可能な農業の推進

環境への負荷を軽減し、持続可能な農業とするため、農業者、農業関係団体等と連携し、減農薬や防草、防臭等の環境対策事業による地域住民への配慮を継続するとともに、気候変動に伴う環境変化に適応した取組みを推進します。

【3】農とふれあうことによる稻城農業への理解の促進

新鮮な農産物の直売や学校給食への供給による食育の推進、市民農園の拡充等により、地産地消を推進するとともに、農業者との市民交流事業を継続し、市民の農業への理解を深めます。

第五次稻城市長期総合基本計画における成果指標について（2021年1月1日時点）

名称	現状	2030年	備考
援農ボランティアの人数	26人	50人	「いなぎ農業ふれあい塾」を修了し、援農ボランティアとして登録されている人数
市民農園の数	19ヶ所	20ヶ所	市内のファミリー農園、農家開設型市民農園、農業体験農園の数

SDGs（持続可能な開発目標）について

稻城市のまちづくりの基本的な理念と、「だれ一人として取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会実現というSDGsの理念と、目指すべき方向性が一致しています。SDGsのゴール時点と同じく目標年次を2030年と定める第五次稻城市長期総合計画及び本計画においても持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通してSDGsの達成を目指します。



第四次稻城市農業基本計画に関連する目標



3 施策の体系



《施策の柱》 《各施策の体系》

稻城市農業の将来像

次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち

【1】

農業者が中心となり、
市民がともに支える農業の確立

1 農地の保全

- ① 適正に肥培管理される生産緑地地区の保全・追加の推進
- ② 都市農地の貸借の促進
- ③ 農地の多面的な機能の周知

2 農業後継者や担い手の確保・育成

- ① 認定農業者等への継続的な支援
- ② 農業従事者に対する農業技術の継承及び経営改善支援
- ③ 新たな就農の促進
- ④ GAPへの取組みによる労働環境の整備、農業経営の改善

3 援農ボランティア制度の発展

- ① 援農ボランティア制度の周知・継続
- ② 援農ボランティアの更なる活性化

4 農業への理解の促進

- ① 市民が農を感じる機会の拡大
- ② 体験農園や観光農園の普及促進
- ③ 市の将来を担う子供たちへの食農教育の推進
- ④ 新たな東京ブランド・稻城ブランドの構築

【2】

環境に調和した
持続可能な農業の推進

1 環境変化への適応及び負荷の軽減

- ① 猛暑等の気候変動による環境変化への適応
- ② 農薬散布回数の低減
- ③ 東京都エコ農産物認証制度の推進

2 地域と共生する農業の推進

- ① 周辺環境に配慮した生産方法の継続
- ② 農業者の取組み内容の周知
- ③ 地域と連携した“農のあるまちづくり”的推進

【3】

農ふれあうことによる
稻城農業への理解の促進

1 市民が農業体験をする機会の拡充

- ① 農業体験農園の拡充
- ② 都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の活用等による市民農園の開設

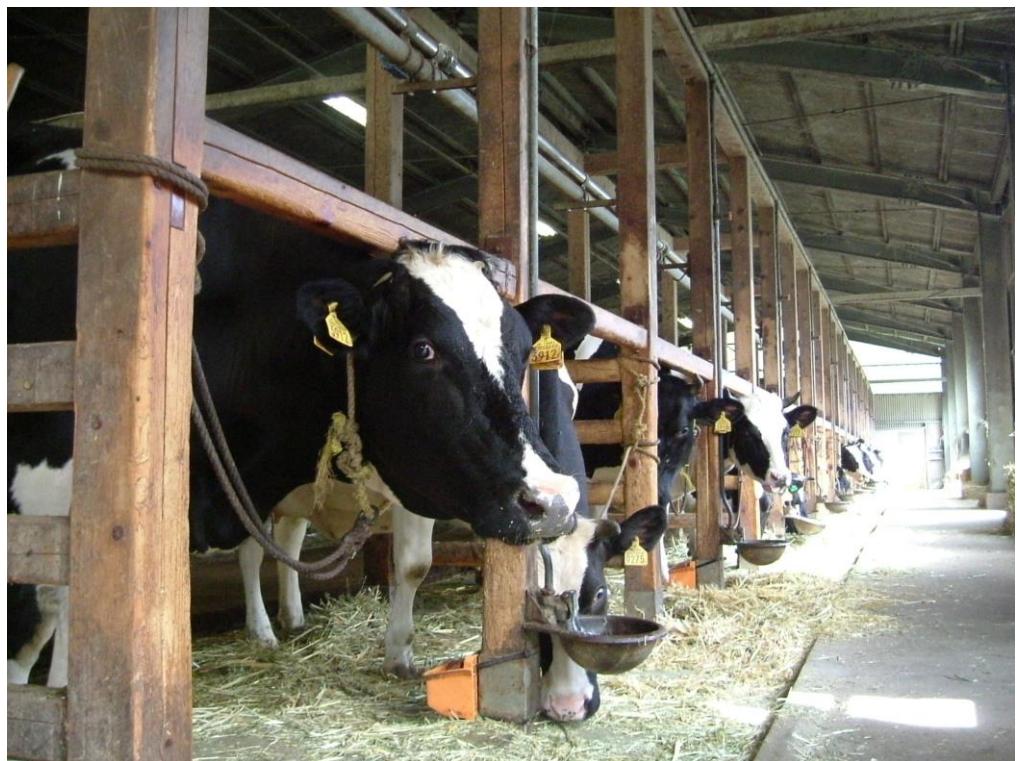
2 学校教育と連携した食育（食農教育）の推進

- ① 農業体験を通じた食農教育の推進
- ② 学校給食への地場産農産物の安定的な納入体制の確立

3 6次産業化の確立・販売ルートの開拓

- ① 観光や他産業との連携による農産物の加工・生産の推進
- ② 市外にもPR・販売できる仕組みづくり

第5章 基本方針に基づく施策と具体的な事業内容



第5章 基本方針に基づく施策と具体的な事業内容

施策一覧と実施スケジュールについて

【ページの見方】

スケジュールについて

前 期・・・1年目（2021年度）～5年目（2025年度）

後 期・・・5年目（2026年度）～10年目（2030年度）

➡ 事業実施（継続を含む）

研 究・・・事業の研究を進め、取り組む準備が整い次第、実施する

検 討・・・前期の効果を確認し、継続か検討したうえで、必要に応じて見直す

事業主体について

◎・・・主として取り組む事業団体 ○・・・主体と連携して取り組む事業団体

SDGs 17の指標のうちの関連する指標について



2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



8. 働きがいも経済成長も

包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



17. パートナーシップ目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【1】 農業者が中心となり市民がともに支える農業の確立

1 農地の保全		スケジュール	
① 適正に肥培管理される生産緑地地区の保全・追加の推進		前期	後期
(1) 農業委員会と連携した肥培管理の継続			
(2) 生産緑地地区の追加指定の推進			
② 都市農地の貸借の促進			
(1) 農地の貸し手と担い手のマッチング	研究		
③ 農地の多面的な機能の周知			
(1) 市民の理解に繋がる農地の多面的機能の周知	研究		
2 農業後継者や担い手の確保・育成		スケジュール	
① 認定農業者等への継続的な支援		前期	後期
(1) 新技術の導入による生産性の向上			
(2) 小規模農家への市独自の認証制度の研究	研究		
② 農業従事者に対する農業技術の継承及び経営改善支援			
(1) 指導農業士による技術継承	研究		
(2) 家族経営協定、農業簿記の導入等による経営意識の改善			
③ 新たな就農の促進			
(1) 農業後継者と新規参入者の就農促進	研究		
④ GAPへの取組み支援による労働環境等の改善			
(1) GAPに取組む農業者経営者の増加	研究		
3 援農ボランティア制度の発展		スケジュール	
① 援農ボランティア制度の周知・継続		前期	後期
(1) 援農ボランティア受入れ農家の拡充			
(2) 援農ボランティアの増員			検討
② 援農ボランティアの更なる活性化			
(1) 援農ボランティアの農業技術のレベルアップ	研究		
(2) 援農ボランティアが主体となる団体設立の検討	研究		
4 農業への理解の促進		スケジュール	
① 市民が農を感じる機会の拡大		前期	後期
(1) 消費者と生産者を結びつける顔の見える農業の推進			
(2) 新鮮な農産物の直売の情報提供	研究		
② 体験農園や観光農園の普及促進			
(1) 各種イベントを通じての地場産農産物の紹介			
③ 市の将来を担う子供たちへの食農教育の推進			
(1) 梨づくり・稻作等の農業体験事業の継続			
④ 新たな東京ブランド・稲城ブランドの構築			
(1) 新たな農産物ブランドの立上げ	研究		

【2】 環境に調和した持続可能な農業の推進

1 環境変化への適応及び負荷の軽減		スケジュール	
① 猛暑等の気候変動による環境変化への適応		前期	後期
(1) 温暖化等に対応した品目や品種による対策研究及び支援		研究	
② 農薬散布回数の低減			
(1) 減農薬につながる取組みの積極的支援			
③ 東京都工コ農産物認証制度の推進			
(1) 安全・安心な農産物の普及推進			
2 地域と共生する農業の推進		スケジュール	
① 周辺環境に配慮した生産方法の継続		前期	後期
(1) 防薬シャッター・スイングスプリンクラー等の設置継続			検討
② 農業者の取組み内容の周知			
(1) 広報・ホームページ等による積極的情報発信			
③ 地域と連携した“農のあるまちづくり”の推進			
(1) 水や土と親しむ“農のあるまちづくり”の推進	研究		

【3】 農とふれあうことによる稻城農業への理解促進

1 市民が農業体験をする機会の拡充		スケジュール	
① 農業体験農園の拡充		前期	後期
(1) 農業体験による農園利用者と農業者のコミュニティの形成			
② 都市農地の貸借の円滑化による市民農園の拡充			
(1) 市民農園の拡充による農にふれあう機会の提供			検討
2 学校教育と連携した食育（食農教育）の推進		スケジュール	
① 農業体験を通じた食農教育の推進		前期	後期
(1) 学校教育に位置付けられた農業体験教育の推進			
② 学校給食への地場産農産物の安定的な納入体制の確立			
(1) 学校給食供給農家の拡大			
3 6次産業化の確立・販売ルートの開拓		スケジュール	
① 観光や他産業との連携による農産物の加工・生産の推進		前期	後期
(1) 農業者の負担が少なく、来訪者を呼び込む目玉となる加工品の生産	研究		
② 市外にもPR・販売できる仕組みづくり			
(1) JAとの連携・「いなぎ日曜市」等の活性化による販売機会の拡大			

【1】農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立

1 農地の保全



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 適正に肥培管理される生産緑地地区の保全・追加の推進	<p>(1) 農業委員会と連携した肥培管理の継続</p> <p>農業委員会と連携し、農業者への相続税納税猶予制度、特定生産緑地制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律などの法制度の周知、肥培管理指導などにより、農地の保全を継続します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○		◎	○

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 適正に肥培管理される生産緑地地区の保全・追加の推進	<p>(2) 生産緑地地区の追加指定の推進</p> <p>都市計画担当課や農業委員会と連携し、意欲的な農業者による生産緑地地区の追加指定を推進し、周辺住民の理解を得ながら、都市農地として共存する農地の保全に努めます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○		◎	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 都市農地の貸借の促進	<p><u>(1) 農地の貸し手と担い手のマッチング</u></p> <p>担い手不足等により、農業の継続が難しくなり農地を貸したいと考えている農業者と農業に意欲のある借りたい担い手とのマッチングの仕組みを作り、新規就農者の確保や農業者の農業経営の拡大を支援します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究		○	○	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
③ 農地の多面的な機能の周知	<p><u>(1) 市民の理解に繋がる農地の多面的な機能の周知</u></p> <p>うるおいやゆとりのある緑地空間の形成、災害時の一時避難場所や延焼防止等としての防災機能や生物多様性の観点から環境を守るはたらき、野菜作りを通じた市民の交流の場の創出といった農地の多面的機能が市民に十分に理解されるように周知します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究		○	○	○	○	◎

2 農業後継者や担い手の確保・育成



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 認定農業者等への継続的な支援	<p><u>(1) 新技術の導入による生産性の向上</u></p> <p>将来の農業ビジョンを持ち、市の農業のリーダー的存在である認定農業者をさらに増やし、農産物の増産や付加価値を高めるための施設整備等に対する支援を継続します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○		○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 認定農業者等への継続的な支援	<p><u>(2) 小規模農家への市独自の認証制度の研究</u></p> <p>小規模の農業者に対しても柔軟な支援が行えるように市独自の認証制度の導入について検討を進めてまいります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	○		○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 農業従事者に対する農業技術の継承及び経営改善支援	<p><u>(1) 指導農業士等による技術継承</u></p> <p>指導農業士による農業実習指導、農業の専門家による相談会の開催等により、農業技術の向上に繋げます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	○		○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 農業従事者に対する農業技術の継承及び経営改善支援	<p><u>(2) 家族経営協定、農業簿記の導入等による経営意識の改善</u></p> <p>家族経営協定の締結の推進や農業簿記講座による複式簿記の導入等により、農業経営の改善や経営意欲の向上に繋げます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○		○	◎



©K.Okawara・Jet Inoue
inagicity

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
③ 新たな就農の促進	<p><u>(1) 農業後継者と新規参入者の促進</u></p> <p>意欲的な若手農業者の成功体験事例発表会、意見交換会など、後継者の意欲向上や新規就農のきっかけとなるような場を多く提供し、農業の担い手の確保・新規参入を支援します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	○	○	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
④ GAPへの取組み支援による労働環境の整備、農業経営の改善	<p><u>(1) GAPに取組む農業経営者の増加</u></p> <p>食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みについて、東京都等と連携しつつ、農業者への情報提供による周知、農業者も安心できるような労働環境の整備、より良い農業経営の実現に向けて支援します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	○		○	◎

3 援農ボランティア制度の発展



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
①援農ボランティア制度の周知・継続	<p><u>(1) 援農ボランティア受入れ農家の拡充</u></p> <p>援農ボランティアを活用する農業者が増えることにより、ボランティアの活躍機会の拡大、農業の担い手不足の解消が同時に図れるように制度の周知を継続します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 援農ボランティア制度の周知・継続	<p><u>(2) 援農ボランティアの増員</u></p> <p>援農ボランティアの増員を継続し、農業の担い手不足の解消を図るとともに、ボランティア技術のレベルアップやボランティア活動の自主組織の設立などの次なるステップを検討します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
➡	検討	○	○	◎	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 援農ボランティアの更なる活性化	<p><u>(1) 援農ボランティアの農業技術のレベルアップ</u></p> <p>次のステップとして、梨・ぶどう栽培のボランティア活動が出来るような基本的な果樹栽培技術の習得や、援農ボランティアの農業技術の習熟度の見える化を図り、農業者が作業を依頼したくなるようなマッチングの仕組みを研究します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究		○	○	◎	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 援農ボランティアの更なる活性化	<p><u>(2) 援農ボランティアが主体となる団体設立の検討</u></p> <p>援農ボランティアが主体となり農業者とボランティアのマッチング、研究農場での意欲的な農作物生産技術の向上等を目的とする団体の設立の検討を進めます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究		○	○	◎	○	◎

4 農業への理解の促進



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 市民が農を感じる機会の拡大	<p>(1) 消費者と生産者を結びつける顔の見える農業の推進</p> <p>産業まつりでの農産物品評会の実施や農地探検などの各種イベントを通じて地場産の農産物を紹介することにより、都市農業への理解を深める取り組みを継続します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	○	○	◎	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 市民が農を感じる機会の拡大	<p>(2) 新鮮な農産物の直売の情報提供</p> <p>新鮮で安全・安心な野菜等は、消費者から十分高い評価を得ることができ、直売所の商品は、季節の気候に左右されるので、「今だけ」「ここだけ」「これだけ」という希少価値が高いものとなっています。</p> <p>地産地消の推進、生産者の意欲向上のため、SNS等で市外へも農産物の情報を発信してまいります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	○	○	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 体験農園や観光農園の普及促進	<p><u>(1) 各種イベントを通じての地場産農産物の紹介</u></p> <p>市では地域の特性や地域資源を生かして各種農業体験や摘み取り等、様々な体験事業を実施しています。市の農業の中心的な「梨」のもぎとりは市民が身近に農業を感じ、収穫体験を楽しむ場でもあり、観光事業の1つになっています。こうした農業体験の機会を増やしたり、観光事業と連携して、観光農園への来訪へと結び付け、農業者と市民との交流の場を創出します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	→	○	○	○	○	◎ (※)

※一般社団法人 稲城市観光協会を含む



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
③ 市の将来を担う子供たちへの食農教育の推進	<p><u>(1) 梨づくり・稻作等の農業体験事業の継続</u></p> <p>市内の各小学校において、市の将来を担う子供たちのために、各地域で実施されている梨の花粉付け・袋掛け、田植え・稻刈り等の農業体験により、収穫した農産物を学校等で食べるなどの一連の流れを体験することは農業への理解に繋がっているため、地元農業者やJA、教育機関等と連携して引き続き支援します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	◎	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
④ 新たな東京ブランド・稻城ブランドの構築	<p><u>(1) 新たな農産物ブランドの立上げ</u></p> <p>すでにブランドとして確立されている「梨」「ぶどう」以外にも野菜も含めた、新たなる農産物のブランド化を関係機関と連携しながら研究し、支援します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	◎		○	◎



【2】環境に調和した持続可能な農業の推進

1 環境変化への適応及び負荷の軽減



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 猛暑等の気候変動による環境変化への適応	<p><u>(1) 温暖化等に対応した品目や品種による対策研究及び支援</u></p> <p>環境変化による温暖化等の影響が大きい中で、持続可能な農業の推進を図るために、年間を通じて安定的に農産物の生産が行えるよう、関係機関と連携し、品目や品種に応じた対策を図ってまいります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	◎		○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 農薬散布回数の低減	<p><u>(1) 減農薬につながる取組みへの積極的支援</u></p> <p>減農薬につながる取組みとして、果樹を中心に交尾交信攪乱剤の使用継続や、天敵製剤の導入支援により農薬散布回数の低減を図ります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	◎		○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
③ 東京都工コ農産物認証制度の推進	<p><u>(1) 安全安心な農産物の普及推進</u></p> <p>東京都と連携し、安全・安心で環境にやさしい農産物の生産を振興するため、農業者へ東京都工コ農産物認証制度の情報提供と栽培技術の普及に努め、流通を促進し、消費者等に周知をすることにより制度の推進を図ります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○	○	○	◎

2 地域と共生する農業の推進



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 周辺環境に配慮した生産方法の継続	<p><u>(1) 防薬シャッター・スイングスプリンクラー等の設置継続</u></p> <p>農薬飛散防止のための防薬シャッター、農薬散布時間の短縮や騒音軽減効果のあるスイングスプリンクラーの設置など多くの農業者が周辺住民へ配慮していることをPRし、市民の農業への理解を深めます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
➡	検討	◎	○	○	○	◎

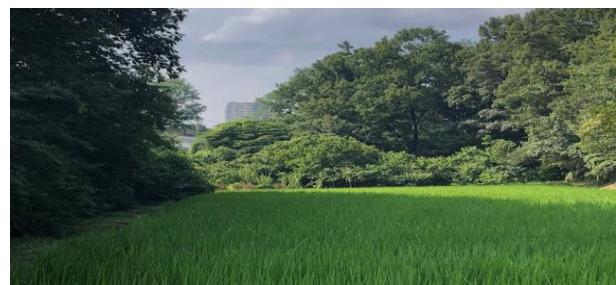
施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 農業者の取組み内容の周知	<p><u>(1) 広報ホームページ等による積極的情報発信</u></p> <p>市街化に伴い、新たに市民となった方々に対して、農薬散布や野焼きについて、これまで以上に配慮することに加えて、農業者の取組みを広報・ホームページ等により積極的に情報発信し、農業に関する正しい知識について周知する機会を増やすことにより、市民の農業に対する理解を促進します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	→	◎	○	○	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
③ 地域と連携した“農のあるまちづくり”の推進	<p><u>(1) 水や土と親しむ “農のあるまちづくり” の推進</u></p> <p>市民の憩いの場として親しまれている大丸用水をはじめとする農業用水の保全や区画整理事業により宅地化されていく中でも残っている農の風景を次世代に引き継ぐため、区画整理後の農地の早期再生に向けた技術的支援や地域住民との連携等により “農のあるまちづくり” に努めます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA	市民等	農業委員会	行政
研究	→	◎	○	○	○	◎ (※)

※一般社団法人 稲城市観光協会を含む



【3】農とふれあうことによる稻城農業への理解促進

1 市民が農業体験をする機会の拡充



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 農業体験農園の拡充	<p><u>(1) 農業体験による農園利用者と農業者のコミュニティの形成</u></p> <p>都市化の進展や市民の価値観の多様化に伴い、余暇時間に土に親しみたいという市民が小面積の農地を利用して自家消費用の野菜や観賞用の花などを栽培したいというニーズは多くあるため、農業体験農園の拡充に努め、収穫祭や共同作業の場を通じて、市民と農業者がふれあえるコミュニティの形成を推進します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	○	◎	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 都市農地の貸借の円滑化に関する法律等による市民農園の拡充	<p><u>(1) 市民農園の拡充による農にふれあう機会の提供</u></p> <p>平成30年9月の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により、生産緑地地区内での市民農園の開設がしやすくなったため、この法律を活用し、市民農園として管理することを農地として維持するための手法の一つとし、農業の担い手不足による農地の遊休化・農地の減少及び市民の農業体験の場の確保に努めます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
➡	検討	◎	○	○	○	◎

2 学校教育と連携した食育(食農教育)の推進



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 農業体験を通じた食農教育の推進	<p><u>(1) 学校教育に位置付けられた農業体験教育の推進</u></p> <p>各種の農業体験事業を食農教育の学校行事として位置づけてもらい継続することは、基幹産業である農業を子供たちに理解し、認識してもらううえで大切なことです。</p> <p>さらに、農業体験で関わった農産物を学校給食で食べることは、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することにも繋がってきます。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	○	○	◎	○	◎

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 学校給食への地場産農産物の安定的な納入体制の確立	<p><u>(1) 学校給食供給農家の拡大</u></p> <p>新鮮な地場産農産物ができる限り多く学校給食の食材として利用されるよう、品目や出荷量の拡大等に向けた情報交換や学校給食へ納入する農業者の拡大につながるように関係機関との連携をさらに図ります。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	◎	○	○	◎



給食に提供される梨の下ごしらえ



学校給食に提供された梨

3 6次産業化の確立・販売ルートの開拓



施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
① 観光や他産業との連携による農産物の加工・生産の推進	<p><u>(1) 農業者の負担が少なく来訪者を呼び込む目玉となる加工品の生産</u></p> <p>観光や商業などの他産業との連携により、農産物の加工品の生産・販売を活性化させ、農業者の負担軽減、市の特色を活かした目玉商品の開発を推進します。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
研究	➡	◎	○		○	◎ (※)

※一般社団法人 稲城市観光協会を含む

施 策	具 体 的 な 事 業 内 容
② 市外にもPR・販売できる仕組みづくり	<p><u>(1) JAとの連携、「いなぎ日曜市」等の活性化による販売機会の拡大</u></p> <p>JAや稲城市商工会との連携による「いなぎ日曜市」等の地場産農産物等の直売の活性化により販売機会を拡大することで地元のみならず、市外への情報発信力を強化し、市への来訪者を増やします。</p>

スケジュール		事業主体				
前期	後期	農業者	JA 東京みなみ	市民等	農業委員会	行政
	➡	◎	◎		○	◎ (※)

※一般社団法人 稲城市観光協会を含む

第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

第6章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

【第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標】

1 稲城市は、東京都南多摩地区の東端に位置し、市域北部の平坦地では、梨やぶどうなどの果樹、野菜、水稻が主に栽培されています。市域南部の丘陵地では、野菜を主としながら、果樹、水稻の栽培も行われています。

特に、梨とぶどうについては、そのブランド力を活かした安定した農業経営が展開されています。また、野菜については、消費者の食に対する安全を求める声の高まりも後押しとなり、直売を中心に堅実な農業経営が行われています。

なお、植木・花卉、酪農等については、生産者や経営規模等は減少しているものの、地域に根ざした経営が行われています。

今後は、都市化の進展に対応した営農環境整備とともに、個々の経営体及び部門毎の梨・ぶどうの一層のブランド力強化や根域制限栽培やジョイント栽培等の新技術の導入、野菜の生産性向上、学校給食への地場産農産物の導入などの取り組みに対する支援を通して、個性ある稲城農業を実現し、都市農業の確立を図ります。

なお、農産物等の生産の基礎となる農地の確保・保全のためには、生産緑地制度や相続税等納税猶予制度、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借等を引き続き有効活用していく必要があります。

2 稲市の農業構造は、都市化の進展等により、農家戸数、農地面積ともに減少傾向にあるものの、1戸あたりの規模を縮小させながらも、農業産出額は一定の数字を維持しており、果樹栽培をはじめとして効率的な農業経営が展開されています。

こうした状況にあって、果樹栽培農家では、後継者の就農率も比較的高いところですが、全体としては、農業就業人口に占める60歳以上の割合が67%以上となっており、担い手対策は、今後も、優先的に取り組むべき重要な課題であります。

3 稲城市は、このような農業構造の現状や課題を踏まえ、稻城市農業の将来像である「次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち」を目指すための基本方針として、(1)農業者が中心となり、市民がともに支える農業の確立、(2)環境に調和した持続可能な農業の推進、(3)農とふれあうことによる稲城農業への理解の促進、に基づき、その各種施策を通じて、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営を発展させるための目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営が図られるよう、次のような方針で支援することとします。

具体的な経営の指標は、稻城市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

4 稲城市は、将来の本市農業の担い手である農業経営者の意向や農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が稻城の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援するための施策を講じます。

稻城市では、東京南農業協同組合、農業委員会、南多摩農業改良普及センター、東京都農業会議等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、稻城市農業経営改善支援センターを設置し、農業経営相談や、農業経営改善の方策などの提案を行うことで、地域のリーダーとなるべき意欲ある農業経営者が主体性を持って、地域農業発展のための取り組みや自らの農業経営改善計画の作成等を行うよう促しております。

また、望ましい農業経営への改善を目指す農業者や、周辺農家に対して上記の稻城市農業経営改善支援センターが主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう3年目のフォローアップ、5年目の次期更新に向けての相談の機会を設けております。

対象は認定農業者又は今後、認定を受けようとする農業者であり、経営相談の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行います。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

また、作業受委託や農福連携、農業法人などによる経営規模の拡大については、意欲ある農業者の意向や地域営農の実態を把握しながら検討します。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を推進し、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力だけでなく、更に活躍の場を広げられるように支援します。

特に農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、支援措置についても認定農業者を中心とし、小規模の農業者に対しても農業経営が継続できるように稻城市が主体となって、農業委員会等の関係機関や関係団体へ協力を求めながら制度の積極的活用を図るものとします。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした国及び東京都の補助事業によって当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行います。

5 稲城市は、稻城市認定農業者協議会や稻城市農業委員会との連携により視察や各種研修会を実施します。

認定農業者主催の農業視察や意見交換会に稻城市農業委員会委員が参加すること、稻城市農業委員会主催の講演会等に認定農業者が参加することにより、農業技術の共有、活発な意見交換、稻城農業の未来に向けての検討が行われ、農業経営に関する発展に繋げます。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

稻城市における近年の新規就農者は、わずかであり、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国は、後継者も含めた新規就農者を2023年には40代以下の農業従事者を40万人に拡大することを目標とし、東京都では、2014年の6月に新規就農者数を2倍にすることを目標に掲げています。稻城市では、農地が市街化区域にあるため、制度上、農業への新規参入が難しい状況にありますが、関連制度の活用により、稻城市においては、年間1人の当該青年等の確保を図ります。

稻城市及び周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得300万円程度を目指します。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた稻城市的取組

稻城市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、指導農業士、南多摩農業改良普及センター、東京南農業協同組合と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導いたします。

【第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標】

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に稻城市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、稻城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

[個別経営体]

各営農類型共通事項

経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施
農業従事の態様等	<ul style="list-style-type: none"> 家族内での労働の役割の明確化による労働力の省力化 機械化などによる労働時間の減少

(農業経営の指標の例)

営農類型 (経営規模)	主な生産品目等 (作付の面積)	労働力	所得 (万円)	生産方式 <資本装備>
① 果樹経営1 (60a) 新技術を導入し、梨、ぶどうの宅配・直売による果樹経営	梨 = 35a 梨（根域制限栽培）= 10a ぶどう = 15a	2.5人 雇用 (1人×100日)	800	果樹棚 根域制限栽培施設 1式 防鳥ネット 防薬シャッター トラクター 堆肥場 スピードスプレイヤー スプリンクラー ^② 保冷庫 パソコン 直売施設
②果樹経営2 (45a) 援農ボランティアを活用し、梨、ぶどうの宅配・直売による果樹経営	梨 = 20a ぶどう = 25a	2人 援農ボランティア (2人×60日)	500	果樹棚 雨よけハウス 防鳥ネット 防薬シャッター トラクター 堆肥場 スピードスプレイヤー パソコン 直売施設

営農類型 (経営規模)	主な生産品目等 (作付の面積)	労働力	所得 (万円)	生産方式 <資本装備>
③果樹経営3 (20a) 梨栽培を主とした果樹 経営	梨 = 20 a	1.5人	300	果樹棚 防鳥ネット 防葉シャッター トラクター 堆肥場 スピードスプレイヤー パソコン 直売施設
④野菜経営1 (70a) 共同直売所や給食等への出荷を主とした野菜 経営	野菜=100 a (施設5 a)	2.0人 援農ボランティア (2人×60日)	400	パイプハウス トラクター 管理機 播種機 保冷庫 直売施設(個人・共同)
⑤野菜経営2 (40a) 共同直売所と量販店等への出荷を主とした野 菜経営	野菜=70 a (施設2 a)	1.5人	300	パイプハウス トラクター 管理機 播種機 保冷庫 直売施設(個人・共同)
⑥花卉・野菜経営 (80a) 花卉生産と野菜の給食出 荷等を主とした複合経営	野菜=35 a 切り花・ポット苗 =60 a (施設10 a)	2.0人 援農ボランティア (2人×60日)	500	パイプハウス (暖房機付) 土壌消毒機(蒸気) 灌水装置一式 トラクター ポッティングマシーン テーラー [?] ハーベスター 直売施設(個人・共同)
⑦野菜・果樹経営 (60a) 野菜栽培を主とし、果樹 栽培との複合経営	野菜=75 a ぶどう=15 a (施設2 a)	2.0人	400	果樹棚 防鳥ネット 防葉シャッター トラクター スピードスプレイヤー 堆肥場 直売施設(個人・共同)

営農類型 (経営規模)	主な生産品目等 (作付の面積)	労働力	所得 (万円)	生産方式
⑧植木経営 (40a) (育苗・養生施設 5a) 地域に根ざした植木経営	緑化木、グランドカバープランツ、花木・鉢物 =40a	1.5人	300	クレーンつきトラック バックフォー 粉碎機 施設
⑨酪農・観光農業 (250a) (畜舎) 地域と共に存した酪農経営及び酪農教育ファーム	搾乳牛=18頭 肉牛 =12頭 乳製品(委託加工) 堆肥(販売) ブルーベリー =30a 堆肥製造施設5a	2.0人 酪農ヘルパー (1人×150日)	500	畜舎(見学・研修可能) 乳製品加工・販売施設 トラクター ハーベスター パイプライン バルククーラー
⑩法人などの企業的経営 (100a) 果樹・野菜の生産と加工品の生産・販売を主とした法人経営	〈作付面積等〉 梨 =45a ぶどう=15a 野菜=60a 加工製品	2.0人 雇用 (150日 ×3人)	1,000	果樹棚 防鳥ネット 防薬シャッター トラクター スピードスプレイヤー 堆肥場(自給、販売) 6次化製品加工・販売施設 農福連携

[以上の経営と組み合わせ可能な営農類型]

営農類型 (経営規模)	主な生産品目等 (栽培・作付の面積)	労働力	所得 (万円)	設備
⑪農業体験農園 (10a 単位) 農業者が主体となり、利用者に栽培指導を行う経営	対象市民1人当たり 30m²×25人 入園料4万円 (収穫物代金込み)	0.2人	70	上下水道 農機具置き場 休憩用施設 トイレ設備 農業体験農園看板

【第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標】

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に稻城市及び周辺市で展開している優良事例を踏まえつつ、稻城市における主要な営農類型については、第2に示す年間農業所得300万円を目標とする営農類型を指標とします。

【第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項】

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

稻城市の特産品である梨やぶどうなどの農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、南多摩農業改良普及センター、東京南農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対する就農情報の提供、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善として家族経営協定締結の推進や市で実施している、いなぎ農業ふれあい塾を通して援農ボランティアを育成し、援農ボランティア制度を活用した労働力の確保を促進します。

加えて、稻城市的農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、必要な情報提供等の支援を行います。

2 関係機関との連携・役割分担等

稻城市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業経営・就農支援センター・南多摩農業改良普及センター、稻城市農業委員会、東京南農業協同組合、指導農業士など関係機関と連携しながら、市が全体的な管理・推進を行い、就農等希望者に対する情報提供や相談対応、農業技術・農業経営に要する知識習得のための研修実施や、農用地等の確保等、就農後の定着に向けて必要なサポートを下記の役割分担で実施します。

① 東京都農業会議及び稻城市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、情報の提供等を行います。

② 市は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり等を行います。

また、農業を担う者の確保のため、東京南農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供を行います。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、稻城市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

【第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項】

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、現行の22.1%から概ね次に掲げる程度です。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
25.0%	31/124ha×100

※10年後の稻城市全体の耕地面積の目標値に占める10年後の認定農業者が耕作する耕地面積の割合

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めます。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業受委託等の取組を促進します。その際、稻城市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

【第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項】

全域市街化区域のため、本事業は該当しません。

附則

- 1 この基本構想は、平成23年3月4日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日一部改正する。
- 3 この基本構想は、令和3年3月24日一部改正する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月29日一部改正する。

第7章 付屬資料

第7章 付属資料

1 策定委員会関係

(1) 第四次稻城市農業基本計画策定委員会名簿

<第四次稻城市農業基本計画策定委員会委員>

機関名	氏名	所属団体等
農業者代表	原嶋 英晃	稻城の梨生産組合
	上原 徳和	稻城市高尾ぶどう生産組合
	長瀬 耕一	東京南農業協同組合 稲城地区野菜部会
	角田 由美	東京南農業協同組合 稲城地区女性部
農協代表	角田 賢司	東京南農業協同組合 理事
市民代表	松浦 昇	稻城市消費生活センター運営協議会
	井川 真知子	稻城市環境審議会
学識経験者	◎☆北沢 俊春	前 一般社団法人 東京都農業会議 事務局長
行政機関等	★田中 誠	一般社団法人 東京都農業会議
	★中野 真弓	東京都農業振興事務所
	★藤波 春美	東京都南多摩農業改良普及センター
	○☆松本 一宏	第23期 稲城市農業委員会 会長
	★塩野 清隆	第24期 稲城市農業委員会 会長
事務局	石黒 和明	東京南農業協同組合 稲城支店 支店長
	小形 敏光	東京南農業協同組合 稲城支店 指導経済課長
	七種 和宏	東京南農業協同組合 稲城支店 指導経済課 係長
	関口 美鈴	稻城市市民部経済観光課長
	松村 孝幸	稻城市市民部経済観光課 農政係長
	原島 啓太	稻城市農業委員会事務局 副係長
	金子 大樹	稻城市市民部経済観光課 農政係 主事

◎委員長 ○副委員長 ☆幹事会委員

(2) 第四次稻城市農業基本計画策定委員会開催経過と主な検討内容

<令和2年度>

第1回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 幹事会・全体会

日時：令和2年7月2日（15時から幹事会、18時から全体会）

議題：1、委員長及び副委員長の選任について

2、第三次稻城市農業基本計画の検証について

3、策定スケジュールについて 他

第2回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 幹事会

日時：令和2年8月18日

議題：1、稻城市的農業の現状把握について（現場確認）

2、農業者アンケートの集計結果について 他

3、農業基本計画の骨格案について

第2回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 全体会

日時：令和2年9月18日

議題：1、計画に向けた各団体からの要望について

2、第2回 幹事会の報告について

3、計画の全体イメージについて（素案提示） 他

第3回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 幹事会

日時：令和2年10月14日

議題：1、市民アンケート集計結果について

2、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について

3、計画策定後の進捗管理について 他

第4回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 幹事会

日時：令和2年11月17日

議題：1、市民アンケートの集計結果について

2、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について

3、第四次基本計画の骨格（案）について 他

第3回 第四次稻城市農業基本計画策定委員会 全体会

日時：令和2年12月4日

議題：1、第四次基本計画の骨格（案）について

2、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想について

3、計画の全体イメージについて（素案提示） 他

令和3年2月1日～15日 市民意見公募（パブリックコメント）実施

第5回 第四次稲城市農業基本計画策定委員会幹事会

日時：令和3年2月24日

議題：1、第3回全体会以降の変更点について

2、第四次基本計画 概要版について

3、市民意見公募の実施結果について 他

第4回 第四次稲城市農業基本計画策定委員会 全体会 開催

日時：令和3年3月5日

議題：1、第3回全体会以降の変更点について

2、市民意見公募の実施結果について

3、第5回幹事会報告について 他

4、第四次稲城市農業基本計画 概要版について

5、今後のスケジュール及び計画完成後の配布について

令和3年3月 計画の策定を市長に報告



策定委員会幹事会の様子



策定委員会全体会の様子

2 農業者アンケート・市民アンケートについて

○ 農業者アンケートの調査結果について

1 目的

農作物の生産状況や、後継者への経営継承・土地利用等今後の農業経営の見通し、市民・消費者との関わりについての意識等について調査を行うことにより、稲城の農業者の現状・問題点を総合的に把握し、第四次稲城市農業基本計画の策定をはじめとする今後の農業振興施策を推進していくうえでの基礎資料とすること。

2 対象者

平成31年1月1日時点で10a以上の農地を耕作しており、世帯の中で中心的に農業を担っている者

3 調査時 令和元年11月

4 配布数 252戸

5 回収状況 114件（回収率 45.2%）

○ 市民アンケートの調査結果について

1 目的

都市化が進むなか、農業を維持発展させていくためには、市民の皆様が農業にふれあえる機会を充実させ、農業理解を深めることが必要となるため、計画策定に当たって、市民の農業に対する意識を把握すること。

2 対象者等

令和2年8月1日時点、市内在住の20歳以上で、無作為に抽出された方1,000人及び農業に興味のある方へのアンケート（市の広報、ファミリー農園の看板、JA直売所、経済観光課窓口）等での回収。インターネットでの回答及び郵送したアンケート用紙にQRコードを記載し、回答が出来るようにして実施。

3 調査時点 令和2年8月1日

4 配布数 1,000人

5 回収状況 497件（回収率 49.7% インターネットでの回答を含む）

3 用語解説

【あ行】

「稻城」(梨)

早生（わせ）ではあるが大玉で果汁が多く、さわやかな甘みがある和なしの一種。稻城市のナシ生産農家が努力を重ねて育成した品種で、非常に人気が高く、あまり市場には出回っていない。

稻城なしのすけ



稻城市的市制施行 40 周年を記念して作成されたイメージキャラクター。デザインはメカニックデザインの第一人者で市内在住の大河原邦夫氏、イラストはマルチクリエイターの井上ジェット氏により作成された。

いなぎ農業ふれあい塾

援農ボランティアとして活動することを目的とする市民に対し、1 年間の実習と座学により農業の基礎知識を学んでからボランティアとして活動してもらうための養成講座。

SDGs
(エスディージーズ)

Sustainable Development Goals の略で 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (政策)」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。

援農ボランティア

農業支援に意欲のある者でボランティアとして無償で活動し、農家との交流等を通じて農業への理解を深めるとともに、担い手不足等による農地の減少の抑制を目的として活動する人材。

大丸用水土地改良区

土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的として同法に基づいて設立された法人。多摩川から引水するかんがい施設、地区内かんがい施設および河川への排水施設の維持管理を行う。

【か行】

果樹

概ね 2 年以上栽培する草本植物及び木本植物であって、果実を食用とするものをいう。

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に發揮できるようにするために、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。

観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者にほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を觀賞させて代金を得ている事業をいう。
GAP（ギャップ）	Good Agricultural Practice の略称で農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
経営耕地面積	農業経営体が経営する耕地の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。
経営体（農業経営体）	販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせたもの。
経営体モデル	農業生産の状況（生産品目、経営収支、先進的な経営体の経営実態等）を主要な経営類型別に分類したもの。
耕地面積	農地のうち実際作物の作付けが行われている又は行い得る状態にある土地。また、農作物の栽培を目的とする土地のことをいう。
根域制限栽培	果樹栽培等において早期の成園化や収穫量の増加等を目的に防根シートやブロック等で形成した枠の中に培土を盛り土して樹を植え付けることで、根の分布域制限する栽培方法。
【さ行】	
作付面積	非永年性作物を種または植付けし、発芽または定着した作物の利用面積。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいう。
市街化区域 (市街化調整区域)	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域に区域区分することをいわゆる「線引き」といい、線引きされた都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。また、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
指導農業士	各地域で青年農業者の育成・指導に取り組む先進的な農業者うち、知事が認定する者のこと。各地域の農業振興や担い手の育成に活躍している。
樹園地	木本性永年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが 1 a 以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
食農教育	「食」がもつ多様な役割の大切さを伝える「食育」から「食」を支える根本である農業に関する知識や体験も含んだ教育のこと。
食料自給率	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標。
新規就農者 (後継者及び新規参入者)	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主人」と「学生の人」で、過去 1 年間の普段の就業状態が「農業が主人」になった者又は土地や資金を独自に調達し、調査期日前 1 年間に新たに農業経営を開始した経営責任者のこと。
スイングスプリンクラー	樹下から農薬や水を散布するスプリンクラー。風の影響が少なく、樹冠各部、葉の裏表にまんべんなく農薬を付着させ、高い防除効果を発揮し、農地周辺への影響を最小限に食い止めることも期待できる。
スピードスプレイヤー	送風機を用いる農薬散布車。略称 SS（エスエス）。

生産緑地(地区)	市街化区域にある農地の緑地機能を活かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとする「都市計画法」による地域区域の一種で、「生産緑地法」に基づき指定する。生産緑地に指定されると、长期の営農が義務付けられる一方、税の軽減措置が受けられる。
剪定枝	農地の果樹や公園の樹木、街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。
相続税納税猶予制度	農業を営んでいた被相続人から農地等を相続して農業を継続する場合、農地等の価格のうち、農業投資価格を越える部分に対する相続税の納税を猶予する制度。
【た行】	
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
堆肥	剪定枝、ワラ、モミ殻、樹皮、動物の排泄物、その他の動植物の有機物（汚泥および魚介類の臓器を除く）を堆積またはかくはんして腐熟させたもの。
「高尾」（ぶどう）	巨峰の実生から選抜育成させた、無核（種無し）ブドウの品種である。高尾という品種名は、東京の名山である高尾山にちなんで命名された。
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川その他政令で定める公共施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。
宅地化農地	都市計画法で市街化を図るべき地域に指定された「市街化区域」にある「生産緑地（保全する農地）」以外の市街化区域内農地をいう。
立毛品評会	農産物の収穫前の状態を審査することをいう。稻城市では、梨の栽培技術の改善、品質の向上などを図ることを目的に、立毛品評会が行われている。実の大きさ、枝ぶり、病害虫の状態、土壤の状態などの項目で審査を行う。
団塊の世代	1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）のベビーブームに生まれた世代を指す。このベビーブームの間に合計806万人が出生しており、退職後のこの世代を地域の活動に取り込もうとする試みが各地で行われている。

地産地消	地域生産地域消費の略語。農作物・水産物を、それが採れた地域で消費するということ。メリットとしては、旬のものを新鮮なうちに食べられること、地域の伝統的食文化の維持・継承、輸送コストの削減などがある。長期的に見れば、食料自給率の向上などの効果も期待される。昨今消費者には、食品の偽装表示など食に対する不信感が高まっており、安心感を求める面からも見直されてきている。
追加指定（生産緑地）	宅地化農地でも営農意欲の高い農地について、相続税納税猶予制度等の税の優遇制度が適用できる生産緑地へ追加指定して、農地を保全していくという制度。
東京都工コ農産物認証制度	土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料の削減の技術を導入し都の慣行使用基準から化学合成農薬や化学肥料を削減して作られる農産物の削減割合（25%以上、50%以上、不使用）に応じて認証する制度。
一般社団法人 東京都農業会議	東京農業振興のための活動及び市区町村農業委員会活動をサポートする組織。
東京都農業振興事務所	東京都の農業振興の核として機能する東京都の行政機関。
特定生産緑地	生産緑地地区として指定されてから30年経過する前までに所有者が申し出ることにより10年ごとの更新制の特定生産緑地として指定を受けることができ、固定資産税等の優遇措置等を引き続き継続できる制度。
頭首工堰	河川・湖沼などから用水路へ必要な用水を引き入れるために、水をせき止める構造物。

【な行】

「新高」（梨）	赤梨系の晩生種で、「幸水」、「豊水」に次いで生産量の多い品種。比較的大玉で甘みがあって酸味は少なめ。肉質は柔らかく多汁。
荷姿品評会	高尾ぶどうの出荷箱の状態を審査することをいう。稻城市では、ぶどう栽培技術の改善、品質・出荷の向上などを図ることを目的に、高尾ぶどう荷姿品評会が行われている。実の重量、着色、ブルーム（粉状の白色のもの）、果梗、袋の包み方、箱への詰め方などの項目で審査を行う。

認定農業者（制度）	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、(1)市区町村の基本構想に照らして適切であり、(2)その計画の達成される見込みが確実で、(3)農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市区町村から認定を受けた者。
農家開設型市民農園	特定農地貸付法の改正により、農業委員会の承認を経て、農家が自ら開設者となり、区画割りをした農地を市民に有料で貸し出すことができる市民農園。
農業委員会	農業委員会等に関する法律に基づき、農業者の公的代表として、市長から任命された農業委員により構成される行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務などを行っている。
東京都農業改良普及センター	農業改良助長法に基づき、能率的で環境と調和の取れた農業生産の推進、効率的かつ安定的な農業経営の育成、地域特性に即した農業の振興等を図ることを目的として、普及指導員を設置し、農業者や産地への技術・経営指導を行う東京都の機関。国と都道府県との協同事業として実施。
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。
農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市区町村に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。市区町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である。
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農業後継者	満15歳以上であり、経営主の農業経営を継承することが確認されている者をいう。

農業(総)産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの。
農業就業人口	「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。
農業従事者	15歳以上で自営農業に従事した者をいう。本紙においては新規就農者、農業後継者、女性農業者も含まれる。
農業体験学習	食物の大切さや農業の重要性を学ぶために、教育機関で行っている農業を体験する授業。
農業体験農園	耕作の主体は園主であり、園主は利用者から入園料や収穫物代金などの利用料を徴収し、利用者は園主の指示に従って、農作業を行う農園。
農業用水	農耕に必要な水を人工的に供給するための用水。灌漑(かんがい)用水。
農地	耕作の目的に供される土地のこと。
農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 露地野菜作付面積 15a イ 施設野菜栽培面積 350 m² ウ 果樹栽培面積 10a エ 露地花き栽培面積 10a オ 施設花き栽培面積 250 m² カ 榨乳牛飼養頭数 1頭 キ 肥育牛飼養頭数 1頭 ク 豚飼養頭数 15頭 ケ 採卵鶏飼養羽数 150羽 コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 サ その他 (調査期日前1年間における農業生産物の総販売額

50万円に相当する事業の規模)
(3)権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）
(4)農作業の受託の事業
(5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

（世界）農林業センサス

国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱により、世界各国で5年ごとに実施されている農業・林業に関する調査。※2020年の数値に関しては概数値であり、修正される場合があります。

【は行】

パイプハウス

パイプを軸体（くたい）とし、合成樹脂のフィルムで外壁を被覆した農業用の施設。一般的に「ビニールハウス」とも呼ばれる。

畠

田以外の耕地をいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

肥培管理

作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、かんがい、施肥、除草等の一連の農作業を適切に行うこと。

ファミリー農園

都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。一般的には市民農園という。

副業的農家

60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

防薬シャッター

薬剤散布時に巻上げ式のシートを降ろし、薬剤散布時の近隣への飛散防止のための施設。

ほ場

作物を栽培する田畠。

【や行】

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

【ら行】

酪農

「酪」は牛などの乳から作った飲料。牛・羊などを飼い、乳やその加工品を作る農業。

酪農教育ファーム

酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的に、社団法人中央酪農会議から認証を受けた酪農家が、主に学校や教育現場と連携して行う体験学習活動を実施する牧場のこと。

酪農ヘルパー

酪農家が休みをとる際に酪農家に代わって、授乳や飼料給与などの作業を行う人。

6次産業

農業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語。



市の花「梨」

稻城市

発 行 令和3年3月
編 集 稲城市市民部経済観光課
ホーメージ <http://www.city.inagi.tokyo.jp>



梨の赤星病予防にご協力を

貝塚イブキ・玉イブキは梨の病気の伝染源になりますので、市内には植えないようご協力をお願いします。